

設置の趣旨等を記載した書類

1	設置の趣旨及び必要性	2
2	修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	9
3	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	9
4	教育課程の編成の考え方及び特色	10
5	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	13
6	基礎となる学部との関係	18
7	入学者選抜の概要	19
8	教員組織の編制の考え方及び特色	21
9	施設・設備等の整備計画	23
10	2以上の校地において教育研究を行う場合	26
11	管理運営	26
12	自己点検・評価	28
13	情報の公表	29
14	教育内容等の改善のための組織的な研修等	30

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 新潟食料農業大学大学院設置の趣旨及び必要性

新潟食料農業大学（以下「本学」と記す）は平成 30 年 4 月、建学の精神を『「自由、多様、創造」- 自己規律に裏打ちされた「自由 (Liberty)」のもと、他者の考え方や行動を尊重する「多様性 (Diversity)」と、常に好奇心をもって取り組む「創造力 (Creativity)」を育む。- 』として掲げ、開学した。

本学は人の健康を支える「食」と日本の地域経済の基盤である「農」の新たな進む道を示すため、食料・農業分野において個性ある発展を遂げてきた地域である新潟に、地域社会と国際社会の発展に寄与し、地球規模での課題解決も志向しながら、新しい食料・農業界をリードする人材育成及び研究開発を担う高等教育機関の設置が必要不可欠と考え、大学の目的を以下のように定め、「食」と「農」を一体的に教育研究する高等教育機関として設置した。

【新潟食料農業大学の目的】

生命、環境、社会を科学する力と、食と農に関する広い知識と技術を総合的に身につけ、課題の解決に前向きに取り組む人材を育成するとともに、実社会に直結する研究開発を通じて地域と国際社会の発展に貢献する。

なお本学は開学に際し「食料産業学部食料産業学科（入学定員 180 人）」を設置した。

この食料産業学部食料産業学科（以下「本学部」と記す）は、食料・農業分野に関する産業を振興させ地域を発展させるためには、農業や食品工業、その他流通などを「食料産業」として包括的に捉え、農場から食卓まで切れ目のないフードチェーンを構築することが重要であり、1次産業から2次産業、3次産業までを総合的に理解し、これらを俯瞰的かつ一貫して学ぶ環境が必要であると考え、日本で唯一の「食料産業をトータルに学ぶことができる高等教育機関」、つまり「食」の総合大学として、消費者が求める価値を創造する食の総合的な知識・技術を備えた人材を育成している。

そして食料・農業分野の産業振興及び地方創生の一翼を担うべく、「食・農」に関する科学と技術を理解し、ビジネスの視点で農産物の生産から加工・保蔵、流通・販売、消費までのフードチェーン全体について総合的に捉えることができる能力をもった人材の育成とこれらに関わる研究を行うこととし、学科内に農業生産に特化した「アグリコース」、食品の機能・加工・開発に特化した「フードコース」、経営・流通・販売に特化した「ビジネスコース」の3つのコースを設け、食・農・ビジネスを総合的に学ぶ「共通課程」と、アグリ・フード・ビジネスそれぞれの専門的理解と実践力を高める「コース課程」の2つの課程を並行して編成し、この2つの課程を有機的に連動させることにより、食・農・ビジネスに関する知識と技術を修得できる特色ある教育を展開している。

【食料産業学部の目的】

食料・農業分野において、課題の解決と新しい時代の産業を創出するためのサイエンス・テクノロジー・ビジネスの能力を兼ね備えた人材を育成するとともに、実社会に直結する研究開発を行う。

また本学では開学時より、産官学連携や地域連携を推進する「社会連携推進室」を設置し、それを支援する委員会組織として社会連携推進委員会、そして事務局組織として社会連携推進課を設置している。この社会連携推進室は、新潟において発展を遂げてきた食料・農業分野についての知識や技術を集積し、自然科学と社会科学が分野を越えて連携する最新の科学や技術を開発し、これを現場に導入する中核的存在としての「知の拠点」を形成することによって、次代に向けた継続的な地域の活性化と国際社会の発展に繋がると考え設置したものであり、食料産業界の大手企業や研究機関、第一線で活躍する実務家の方々、そして食の生産や加工、流通、販売が盛んに行われている地域と連携し様々な活動を行い、またそれを本学部の授業にも還元することで、社会・企業・地域と連携した実践的な知識と活きた技術を身につける教育を行っている。なお社会連携室では、日本政策金融公庫新潟支店との産学連携の協力推進に関する覚書の締結や胎内市及び胎内市農業協同組合との三者包括連携協定、糸魚川市、新発田市、村上市との包括連携協定の締結により、地域が抱える課題と本学の教育及び研究とを有機的に協働することで、活力のある豊かな地域社会の形成及び発展に寄与していく活動を積極的に推進している。

さらに本学では令和2年4月、地域の食品産業界との産官学連携ならびに食品研究の拠点となることを目指し「新潟食料健康研究機構」を発足させた。この新潟食料健康研究機構では、食品科学研究所（フードサイエンスリサーチセンター）を設立し、新たな食の未来の創造を目指して「加工・利用」「スポーツ・健康・機能」「発酵・醸造」の3領域で食料及び健康にかかわる基礎及び応用研究を行っている。また、技術相談、依頼分析、受託研究、共同研究、公開講座などの活動を通じて地域の活性化とともに人材育成に取り組んでいる。

新潟食料健康研究機構は、本学の組織図に示すとおり、学部およびその他の組織に属することなく、学長の指揮統括のもと、独立性・独自性を保ちつつ、学部や社会連携推進室と連携しながら各種の研究活動に取り組んでいる。



組織図



本大学院設置後もその組織の位置づけは変更なく、学部や研究科に属することのない組織とすることで、学長の指揮統括のもと、研究の内容や状況、先方の要望等により学部とも研究科とも柔軟に連携しながら研究活動を推進することとしている。また学部や研究科に属することなく独立した組織とすることで、企業や地域、他大学等との共同研究や人的交流等、学外の組織や研究者との連携においても柔軟に対応できるメリットが生じるものと考えている。

なお本大学院設置後は、新潟食料健康研究機構に設立した食品科学研究所を活用して、院生の教育及び研究を充実させるとともに、本研究所を通じて地域の食料産業企業との共同研究を実施し、地域イノベーションの創出を目指す。具体的には、本研究科専任教員の丸山純一教授、渡邊剛志教授、長島裕二教授、小熊哲哉教授、横向慶子教授、阿部憲一講師の6名は食品科学研究所の研究員を兼任しており、本研究科での研究シーズを用いて応用及び実用化研究を本研究所において行う計画である。

また、ここで開発する新たな機能性食品などを地域の企業を通じて海外に向けて輸出展開するなど、国際社会の発展への寄与も目指していくことで、本大学院の目的に示す「地域と国際社会の発展」に貢献する。

このように本学は開学以来、先述した建学の精神及び目的に基づき次代の食と農を担う人材の育成を推進しており、その成果として令和4年3月に初めての卒業生となる第一期生を輩出する予定としているが、現在の「食」と「農」を取り巻く環境及び課題は、

大学開設時から新たな変化が生じており、その変化は令和2年3月31日に閣議決定された、新たな「食料・農業・農村基本計画」に示されている。

この「食料・農業・農村基本計画」は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに改定されるものである。前回の改定は平成27年3月であったが、「第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針」の「1. これまでの施策の評価及び食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と課題」によると、それは、少子高齢化・人口減少が本格化する中で農業就業者数や農地面積が減少し続けるなど、生産現場は依然として厳しい状況に直面していること、中山間地域を中心に農村人口が減少し、農業生産のみならず地域コミュニティの維持が困難になること、そして国際化の進展により、生産現場には関税削減等に対する懸念や不安も生じていること、加えて、頻発する自然災害やCSF（豚熱）等の家畜疾病の発生、地球温暖化の進行等による影響への懸念も増していること等が挙げられている。そしてこのような情勢の変化を踏まえ、「こうした中で、農業・農村の持続性を高め、食と環境を次世代に継承していくためには、これまでの改革を引き続き推進するとともに、経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、成長産業化の土台となる生産基盤を強化していくことで多様化する国内外の需要に対応しつつ、創意工夫により良質な農産物を合理的な価格で安定的に供給することができる農業構造を実現していく必要がある。その際、ライフスタイルの変化や海外マーケットの拡大など国内外の新たな需要の取り込みや、事業者との連携・協働によるバリューチェーンの構築、急速に進展するデジタル技術の食料・農業分野への応用とこうした技術を活用する農業者の育成、農業部門への様々な形での人材・投資・技術の呼び込み、SDGs への関心の高まりを持続可能な生産・消費・投資の機会創出につなげることなど、国内外の社会・経済の変化に的確に対応することで、生産性の向上を図り、食料・農業・農村の未来を切り拓いていくことが重要である。」とされている。

この基本計画の基本的な方針は『「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立』とされており、この施策推進の基本的な視点は、

- ・消費者や実需者のニーズに即した施策
- ・食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- ・農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
- ・スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- ・地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
- ・災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
- ・農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
- ・SDGs を契機とした持続可能な取組を後押しする施策

とされている。そして講ずべき施策として、

1. 食料の安定供給の確保

2. 農業の持続的な発展
 3. 農村の振興
 4. 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応
 5. 団体に関する施策
 6. 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成
 7. 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応
- とされている。

なお特に「1. 食料の安定供給の確保」における講ずべき施策には、

- 新たな価値の創出による需要の開拓
- グローバルマーケットの戦略的な開拓（農林水産物・食品の輸出額：5兆円を目指す(2030)）
- 消費者と食・農とのつながりの深化
- 食品の安全確保と消費者の信頼の確保
- 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立
- TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応

とあり、先述した本学及び本学部の目的や組織編成及び教育課程編成の趣旨と合致する点が多々存在する。

この「食料・農業・農村基本計画」の基本的な方針と昨今の食と農を取り巻く環境や課題、そして本学部が、食料・農業分野において課題の解決と新しい時代の産業を創出するためのサイエンス・テクノロジー・ビジネスの能力を兼ね備えた人材の育成を掲げ教育研究を推進してきたことを鑑みると、食と農をめぐる課題の解決にあたっては、消費者・生産者・事業者が協力・協働する関係を構築することが何より重要であり、そのためには本学部を基礎とし、更にその教育活動と研究活動を高度化し、農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」に関する精深な学識及び高い研究能力と専門性を有する高度な専門的人材を育成することは、本学に課せられた重要な社会的役割であり、不可欠かつ急務であることと考える。

したがって、食料産業学の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ高度の専門性が求められる役割を担うことのできる学識と能力を修得できる大学院をここに設置するものである。そして新潟食料農業大学大学院（以下「本大学院」と記す）の目的を、以下のように定める。

【新潟食料農業大学大学院の目的】

生命、環境、社会に関する科学を基盤とした食と農に係る学術の理論及び応用を研究教授しその深奥を究めるとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことをもって、地域と国際社会の発展に貢献する。

（２）食料産業学研究科食料産業学専攻設置の趣旨及び必要性

（１）で述べた新たな「食料・農業・農村基本計画」に示される情勢の変化に対応するため、そして本学の教育活動や研究活動及び社会連携活動を更に促進し地域社会の発展に更なる貢献を果たすためには、本学部を基礎とし、「食」と「農」に係る学問を探究し、農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する『食料産業』に関する精深な学識及び高度な研究能力と専門性を有する人材の育成が不可欠かつ急務と考える。

なおそれにあたっては、中央教育審議会答申「大学院に求められる人材養成機能」に示される四つの方向性のうち特に「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成」が重要であり、新たな食料産業を創出する創造性の修得、食料産業に係る総合的かつ高度な専門的知識の修得、時代のニーズに適い発展する食料産業を的確に捉え課題の解決をはかることができる体系的な教育課程の構築が必要と考える。そしてこれにより、本大学院を修了した人材が食・農に係る企業や行政機関、団体等における実践現場の指導者や研究開発専門職として活躍することにより、食料産業の発展が実現できるものと考えます。

よってこのたび、本学の完成年度明けに向け、食料産業学部食料産業学科を基礎とした「新潟食料農業大学大学院食料産業学研究科食料産業学専攻」を設置するものである。

そして食料産業学研究科食料産業学専攻（以下「本研究科」と記す）の目的を、以下のように定める。

【食料産業学研究科食料産業学専攻の目的】

農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」に関する精深な学識を身につけ、高度の研究能力と専門性をもって課題を解決し新しい時代の産業を創出することにより、地域及び国際社会の食料産業の発展に寄与できる高度専門的人材を育成する。

本研究科が基礎とする食料産業学部食料産業学科は、大学設置基準の学部の種類では「農学関係」に属する学部であるが、農業生産・生命科学・環境科学を中心とした「農学」と比べて、本学部では、「食料産業」に関わるサイエンス・テクノロジー・ビジネスの教育研究に重点を置いている。本研究科の教育研究の柱となる領域は、別記様式2号その2「教育課程等の概要」の「学位又は学科の分野」に示すとおり「農学」であるが、基礎とする食料産業学部食料産業学科の方針に基づき、本研究科においても「食料産業」に関わるサイエンス・テクノロジー・ビジネスの教育研究に重点を置く。そして専門領域として農作物の生産・栽培を主とする「アグリ領域」、食品の機能・加工を主とする「フード領域」、食に関わるビジネスや地域創生を主とする「ビジネス領域」の3領域を設け、この領域に基づいて専門科目を配置する。つまり、本研究科が組織として教育研究の対象とする分野は「農学」であり、うち農学、農芸化学、農業経済学が関

連深い領域であるが、従来の学問分野の枠のみに捉われることなく、農林水産業や加工流通業、そして関連する多くの産業を包含する総合科学である「食料産業」を教育研究の対象とし、生命科学、環境科学、社会科学等を重要な構成要素とする学問である「食料産業学」に関する高度な研究能力と専門性を高めることを目指す。

なお本研究科の目的に沿い、本研究科の卒業認定・学位授与の方針（以下、ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定め、教育研究上及び人材育成上の到達目標とする。

【食料産業学研究科食料産業学専攻のディプロマ・ポリシー】

知識・理解	農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」に関する高度な専門知識を有し、課題を的確に捉え解決に導くことができる。
思考・判断	修得した高度な研究能力と専門性に基づき、新しい時代の産業を創出し、地域及び国際社会の食料産業の発展に寄与できる。
関心・意欲	食料産業に関わる最新の政策や動向、研究成果等を注視し積極的に吸収し、それを基に専門的見地から課題の解決を図ることができる。
態度	食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対し、旺盛な探究心と実践力を持って取り組むことができる。
技能・表現	サイエンス・テクノロジー・ビジネスの能力を深め、自らの学修・研究の成果を整理・記述・公開するための専門的なスキルを修得している。

（3）学生確保の見通し及び修了後の人材需要

本研究科は、入学定員を6名として計画している。「新潟食料農業大学大学院食料産業学研究科食料産業学専攻 学生の確保の見通し等を記載した書類」に詳述しているとおおり、この入学定員6名の確保を客観的に判断するために、主な受入学生と想定する本学部在籍学生及び本学が属するNSGグループの一員であり、本学と類似の学問分野として教授している新潟農業・バイオ専門学校を学生を対象としてアンケート調査を実施した結果、2022年度（設置初年度）には9名、2023年度（設置2年目）には6名、2024年度（設置3年目）には17名の受験・入学見込が得られ、年度ごとに人数の大小は見られるものの、入学定員6名は確実に充足されることが見込まれ、入学者を堅実に確保できるものと判断した。

また人材需要についても同書類に詳述のとおり、本学社会連携推進室とこれまでに関

係性のある食・農に係る事業所のうち回答を得た 57 事業所からのアンケート結果から、「ぜひ採用したい」「採用したい」と回答した事業所のみを対象とした採用見込人数は 31.5 人となり、毎年度、本研究科の入学定員 6 名を大きく上回る採用見込が確認され、社会的な人材需要は十分に存在するものと判断した。

2 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本研究科は、将来的には大学の成長と発展、社会のニーズ及び学術的な発展にあわせ、博士課程の設置を目指した構想としている。修士課程は農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」に関する精深な学識を身につけ、高度の研究能力と専門性をもって課題を解決し新しい時代の産業を創出することにより、地域及び国際社会の食料産業の発展に寄与できる高度専門的人材の育成を目的とするものであり、博士課程は、食と農の全般にわたって高度な研究能力と専門性を有する教育者・専門研究者の育成を目的とする構想である。

3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本研究科は、先述のとおり食料産業学部食料産業学科を基礎とし、農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」に関する精深な学識を身につけ、高度の研究能力と専門性をもって課題を解決し新しい時代の産業を創出することにより、地域及び国際社会の食料産業の発展に寄与できる高度専門的人材を育成することを目的としていることから、国際的な通用性も踏まえ、組織名称を以下のとおりとする。

新潟食料農業大学大学院 Graduate School of Niigata Agro-Food University

食料産業学研究科 Graduate School of Agro-Food Science

食料産業学専攻 Division of Agro-Food Science

また、本研究科の基礎となる食料産業学部食料産業学科の学位名称は「学士（食料産業学）」であることを踏まえ、学位名称は以下のとおりとする。

修士（食料産業学） Master of Agro-Food Science

4 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成方針

先述した本大学院及び本研究科の目的及び本研究科のディプロマ・ポリシーを実現するための教育課程編成・実施の方針（以下、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）を、以下のとおり定める。

【食料産業学研究科食料産業学専攻のカリキュラム・ポリシー】

農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」を対象とする総合科学であり、生命科学、環境科学、社会科学等を重要な構成要素とする学問である「食料産業学」に関する高度の研究能力と専門性を高めることができる教育課程を編成する。

食料産業学研究科食料産業学専攻の教育課程は、食料産業の総合的な理解を修得する「共通科目」と、各領域の高度な研究能力と専門性を修得する「専門科目」、そして各自の研究を推進し修士論文を完成させるための理解や手法を修得する「特別演習・特別研究科目」から構成する。

基盤となる理解から応用的な理解・手法を習得する科目を体系的に履修することにより、「食料産業」に関する精深な学識を身につけ、高度の研究能力と専門性をもって課題を解決し新しい時代の産業を創出することにより地域及び国際社会の食料産業の発展に寄与できる人材を育成するための体系的な教育課程を編成する。

① 共通科目

共通科目は、1年次前期の「食料産業学特論」及び1年次後期の「食料産業学演習」の2科目を配置する。これにより、食料産業における諸課題を把握し、その解決策へ向けての提案をまとめる能力を醸成する。

なお本研究科の教育の経始となる「食料産業学特論」においては、本研究科の目的である「地域及び国際社会の食料産業の発展に寄与できる高度専門的人材」を目指すため、食料産業の地域性を含んだ歴史的視点と、今般の社会的・経済的な情勢を踏まえた国際的視点で食料産業を捉える能力を醸成する。

② 専門科目

専門科目は、教育研究の柱となる「アグリ領域」「フード領域」「ビジネス領域」の3領域から構成し、16科目を1年次前期及び後期にそれぞれ段階的に配置する。

いずれも選択科目とすることにより、各人が計画する研究テーマに必要な各領域の高度な学問的専門知識を適宜履修できることとしている。

<アグリ領域>

農業活動に伴う環境破壊を抑制し、かつ持続性の高い農業生産システムについて理解し、研究する。そのために、地球環境の現状を理解し、作物の生理・生態、生産方式、土壌管理、生産資材の活用、雑草・病虫害管理に関する最新の知見と技術について学び、論議するとともに自らのテーマを設定し、研究する。これらにより、マーケットインの発想も含めて持続性の高い新たな農業生産システムを展開し食料産業の発展に貢献できる高度な能力を修得する。

<フード領域>

食品研究の基本となる成分とその生体機能並びに微生物の寄与について学ぶ「食品科学分野」、およびそうした食品の特性を活かし、サスティナブルな加工・利用技術を学ぶ「食品プロセス学分野」について相互的に学び研究することで、食料産業の発展に貢献できる高度な実践力と応用力を修得する。

<ビジネス領域>

食料産業が直面する諸課題を社会科学・ビジネスの側面から多面的に理解することにより、食料産業にかかわる多様なビジネスにおいて新たな価値創造に取り組む事業プロジェクトを推進するため、そして食料産業にかかわる多様な地域資源を活かして地域創生の視野から地域活性を推進するために必要となる高度な知識と能力を修得する。

③ 特別演習・特別研究科目

特別演習・特別研究科目は、1年次前期から2年次後期まで段階的に配置する「食料産業学特別演習Ⅰ～Ⅳ」及び2年次通年の「食料産業学特別研究」を配置する。入学から修了に至るまで、「食料産業学特別演習Ⅰ～Ⅳ」及び「食料産業学特別研究」を並行して段階的に配置することにより、研究の推進に必要となる理解と手法を修得し、かつ研究指導教員が研究テーマに即した細やかな研究指導を行うことにより、修士論文の完成へと導く。

なお「食料産業学特別研究」を通じ、修士論文の作成にあたっては本研究科の目的に掲げる食と農に係る課題の解決や新たな産業の創出、そして地域および国際社会の食料産業の発展に寄与し得る専門性の高い修士論文を執筆することを目標とし取り組む。

また本研究科の成績の評価については、各科目のシラバスに示す評価方法に従い、同じくシラバスに示す到達目標の達成度に基づいて評価を行う。

本研究科のカリキュラム概念図（【資料1】食料産業学研究科食料産業学専攻カリキュラム概念図）に表すとおり、「共通科目」における食料産業学特論及び食料産業学演習、そして「専門科目」のアグリ領域・フード領域・ビジネス領域の3領域16科目の学修を通じ、本研究科の目的に掲げる農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」に関する精深な学識及び高度な専門性を修得し、それによりディプロマ・ポリシーに示す「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」を醸成する。

そして「特別演習・特別研究科目」における食料産業学特別演習Ⅰ～Ⅳ及び食料産業学特別研究を通じ、本研究科の目的に掲げる、高度な研究能力と専門性をもって課題を解決し新しい時代の産業を創出することにより地域及び国際社会の食料産業の発展に寄与できる高度専門の人材となることを目指す。またディプロマ・ポリシーに示す「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現」を醸成する。

（2）教育課程の編成方法

カリキュラム・ポリシーに基づき、本研究科の教育課程は①共通科目②専門科目③特別演習・特別研究科目で構成する。

①共通科目

1年次前期に必修科目として、本研究科の教育の経始となる「食料産業学特論」を配置する。この科目は研究科長及び専攻長を含む4名の教授が担当するオムニバス科目とし、農業、畜産、水産、食品製造、食品加工、流通、販売、外食、資材供給、輸入及びその他関連する産業によって構成されている食料産業の各分野について総合的、包括的、実践的な知識を習得し、食料産業における諸課題を把握する能力を醸成し、また食料産業における諸課題の解決の方策を探求する能力を醸成することを目標とする。そして1年次後期には、同じく必修科目として「食料産業学演習」を配置する。この科目は、広範なフードチェーンからなる食料産業分野における諸課題を克服するため、マーケットインを志向したマーケティングマネジメント（環境分析、戦略策定、マーケティングミックスの実施）の考え方を整理し、そのプロセスや方法論の理解の上に、実業の産業実例や地域課題に克服に向けた実例提示、それらのケーススタディを通して視座を広げる「見方」を学修し、実践的課題に対して社会実装の観点から解決策を検討し提案することを目的とする。そして食料産業及び農業・食品産業・関連産業のステークホルダーが直面している諸課題を理解し、その諸課題を洗い出しから解決策へ向けての評価軸を検討できること、そしてそれらの評価軸から、諸課題に対し課題解決への提案をまとめられることを目標とする。

②専門科目

食の生産・加工・流通・販売に係る高度な専門性を修得することにより、食料産業のネットワーク（フードチェーン）を総合的に深く理解し、食料産業に係る課題を解

決できる能力を修得するために、16科目の特論科目を配置する。専門科目は、教育研究の柱となる、農作物の生産・栽培を主とする「アグリ領域」、食品の機能・加工を主とする「フード領域」、食に関わるビジネスや地域創生を主とする「ビジネス領域」の3領域から構成する。アグリ領域から6科目、フード領域から6科目、ビジネス領域から4科目の計16科目で構成し、いずれも1年次前期または後期に配置することにより、1年次に「食料産業」及び各領域に係る高度な知識と理解を修得し専門性を高めた上で自身の研究テーマを定め、2年次に向けて調査・研究を推進し修士論文を完成することができる体系とする。また、専門科目では、食と農に係る実践現場の第一線で活躍する外部講師等からの講話の機会を積極的に取り入れることとし、現場の動向や問題点、最新の研究課題等の理解及び修得をはかる。

なお専門科目は16科目いずれも選択科目とすることで、自身の研究テーマに応じて各領域の専門科目を横断的に履修できる、自由度の高いカリキュラムとし、アグリ領域・フード領域・ビジネス領域の専門科目を中心とした複数の履修モデルを提示することにより、自身の研究テーマに即した体系的な履修を促す。

③特別演習・特別研究科目

「食料産業学特別演習Ⅰ～Ⅳ」の4科目、そして「食料産業学特別研究」の計5科目を必修科目として配置する。

「食料産業学特別演習」は1年次前期から2年次後期まで連続的に配置し、修士論文を完成するにあたり必要となる知識・手法の修得や、討議を通じて研究テーマ及び研究計画の精度を高め、知見を集約し修士論文に還元することを目的とする。「食料産業学特別研究」は、研究テーマを策定し、研究テーマの課題を解決するための研究計画を策定・実行し2年間の研究成果を取りまとめ、修士論文を完成することを目的とする。

このような特色ある教育課程を展開することにより、先述したディプロマ・ポリシーを達成し、本研究科の目的である農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」に関する精深な学識を身につけ、高度の研究能力と専門性をもって課題を解決し新しい時代の産業を創出することにより、地域及び国際社会の食料産業の発展に寄与できる高度専門的人材の育成を目指す。

5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

本研究科の授業は、講義と演習の形式で行う。講義及び演習いずれも、入学定員6名と少人数であることも踏まえ、教員の一方的な教授とせず、大学院生が自ら主体的に考え学び参加することができる講義及び演習となるよう配慮して行う。

具体的な方策としては、食や農に係る知識や理論だけでなく、食料産業に関わる最新の政策や動向、社会的課題といった現実と関連づけながら理解を促すことで、食料産業学に関する精深な学識を修得し、その学識を社会に還元することを意識づけながら教授する。また、主体的な姿勢を養うため、大学院生にも積極的に意見・発言を求めることにより、教員と大学院生との対話型授業や大学院生同士による討議型授業などを取り入れる。さらに、食と農に係る実践現場の第一線で活躍する外部講師等を招聘し、現場の動向や問題点、最新の研究課題等を実感させる。

（２）履修指導方法

専門科目はいずれも２単位の科目であるため、この修了要件を満たすためには、専門科目から５科目１０単位以上を修得する必要がある。専門科目は「アグリ領域」「フード領域」「ビジネス領域」に区分されその系統が示されているが、先述のとおり専門科目はいずれも選択科目であるため、その履修についてはそれぞれの大学院生の興味・関心や本研究科への入学に際し想定する研究テーマに応じ研究指導教員が履修指導を行う。

まず入学と同時に、大学院オリエンテーションを行い、シラバスや履修要領に基づき本研究科の教育課程及び修了要件、時間割（【資料２】食料産業学研究科食料産業学専攻 時間割モデル（案））、２年間のスケジュール（【資料３】食料産業学研究科食料産業学専攻 履修及び研究指導のスケジュール）など基本的な事項について説明を行い、且つ質疑に応じることで不明点を解消する。

また同じく入学と同時に、想定する研究テーマと研究指導希望教員に基づいて研究指導教員を選任する。個々の履修指導についてはこの研究指導教員が主となり指導・助言を行うこととし、その際、専門科目の履修については複数の履修モデル（【資料４】食料産業学研究科食料産業学専攻 履修モデル）を提示しながら、具体的な指導・助言を行う。また事務局窓口においても、学務課職員より随時各種の相談に応じ、大学院生の状況に応じた支援を行う。

なお本学は新潟キャンパス（新潟市）と胎内キャンパス（胎内市）の２つのキャンパスを有しており、本学部の授業は、２キャンパスを併用して実施している。先述のとおり本学部には３つのコースが設けられているが、新潟キャンパスはそのうちビジネスコースに属する教員が研究室を構え、ビジネスに関する科目を中心に開講している。また胎内キャンパスではアグリコース及びフードコースに属する教員が研究室を構え、実験・実習室や圃場を活用しながら食や農に関わる科目を主として開講している。

よって本研究科においても両キャンパスの特性を活かして授業を実施することとし、共通科目の「食料産業学特論」及び専門科目のアグリ領域科目及びフード領域科目は胎内キャンパスで、共通科目のうち「食料産業学演習」及び専門科目のビジネス領域科目は新潟キャンパスで開講する。なお「食料産業学特別演習Ⅰ～Ⅳ」は研究指導教員の領域ごと、そして「食料産業学特別研究」は研究指導教員のゼミごとに行うため、研究指導教員の研究室の所在により、２キャンパスいずれかで開講する。

なお両キャンパス間は直線距離で約 21 km、自動車移動の場合は走行距離約 31 km、所要時間約 40 分の距離にあるため、教員及び大学院生いずれも 1 日のうちで両キャンパスを行き来することがないよう配慮した時間割を編成する。

(3) 研究指導方法

本研究科では 1 名の大学院生につき研究指導教員 1 名を配置し、指導を行う。大学院生は本研究科を受験する際、出願書類において指導を希望する教員名を挙げることとするが、入学後、先述した大学院オリエンテーションでの説明を経て改めて「研究指導教員希望申請書（【資料 5】食料産業学研究科食料産業学専攻 研究指導教員希望申請書）」を事務局に提出し、その希望を踏まえて研究科教授会にて審議し、研究指導教員を決定する。なおこの研究指導教員は、授業科目の履修から修士論文の完成まで、大学院生の状況や要望に応じた一貫的な教育研究指導を行うこととする。

本研究科の修了にあたっては修士論文の提出が必要であり、その審査は、研究科教授会構成員 2 人以上の審査委員（主査 1 名、副査 1 名）をもって組織する。ただし審査の透明性・厳格性及び公平性の観点から、当該大学院生の研究指導教員は主査を務めることはできないこととする。なお研究科教授会が必要と認めたときは、他の大学や大学院または研究所等の教員等に審査委員を委嘱することができることとする。また必要に応じ、副査を 2 名以上とし、計 3 名以上で審査を行うことも可とする。なお主査と副査は同領域の大学院専任教員で構成することも可とするが、多面的な審査を行うため、他の領域の大学院専任教員を充てることを努力目標とする。

(4) 履修及び研究指導スケジュール

(2) で述べた履修指導及び (3) で述べた研究指導のスケジュールを、本研究科入学時から修了時までの時系列で示したものが前出の【資料 3】食料産業学研究科食料産業学専攻 履修及び研究指導のスケジュールであり、その要旨は以下のとおりである。

- 1 年次 4 月 研究科教授会にて審議し研究指導教員を決定
「食料産業学演習 I」にて研究計画の策定に着手
- 1 月 修士論文の進捗状況を中間の取りまとめとして発表し討議を行う
- 2 年次 4 月 「食料産業学特別研究」にて実験・調査及び論文の作成を進行
- 1 月 研究科教授会にて審議し審査員（主査・副査）を決定
修士論文提出
- 2 月 修士論文審査（書面審査、口頭発表審査）及び修了判定

なお【資料 3】に表記した指導以外にも日常的な研究指導を継続的に行い、支援する。

(5) 審査体制及び審査基準、学位論文公表の方法

修士論文の審査基準は①研究テーマの妥当性 ②研究方法の妥当性 ③論文構成の妥当性 ④独創性・創造性 の4項目として審査を行う。各項目の審査基準は以下のとおりとする。

①研究テーマの妥当性	食料産業における問題解決を目指し、その趣旨及び目的が明確で、学術的あるいは社会的な意義を有するものであること。
②研究方法の妥当性	研究倫理を遵守した上で、研究に必要となるデータ・情報や資料などが適切に収集され、その処理及び統計・分析などが適切になされていること。また、先行研究を適切に理解し、当該研究との関連性及び相違点を踏まえた研究がなされていること。
③論文構成の妥当性	修士論文の趣旨及び構成が明確かつ適切であり、結論に至る展開に論理性・一貫性が認められること。また、目次や章立て、引用、図表、注釈等の体裁が適切であり、語句の表記や文章表現が的確であること。
④独創性・創造性	研究の内容及び結論に、独創性及び創造性が認められること。

修士論文の審査を希望する大学院生は、2年次の12月に「修士論文審査願」を提出する。そして「修士論文審査願」が提出された学生に対し、研究科教授会にて審査員2名（主査；1名、副査；1名）を審議の上決定する。なお必要に応じ副査を2名以上とする場合も、その全員について研究科教授会にて審議し決定する。審査員は、定められた修士論文審査基準に従い審査を行い、可否を決定する。

また上記の修士論文審査基準は、学生にもあらかじめ公表する。また研究科教授会で決定された審査員についてもあらかじめ公表する。

修士論文発表会は公開制とし、大学院専任教員に加え食料産業学部専任教員の参加も可とする。なお審査を終え合格とされた修士論文は学会及び学会誌等で公表する。

これらの一連の審査及び公表により、修士論文審査の厳格性及び透明性を担保する。

(6) 研究倫理審査体制

本研究科では、修士論文を作成する上での研究倫理について、1年次前期に開講する「食料産業学特別演習Ⅰ」において、捏造や改ざん、盗用、権利や人権の侵害、法令の遵守、各種差別、ハラスメント等について指導を行う。また研究指導教員からも、論文作成の進行に応じて適宜指導を行う。

なお本学では、研究の倫理審査については「ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会規程（【資料6】ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会規程）」に基づき、所定の審査の下に研究を行っている。よって本研究科における修士論文についても、この規程

に則り必要な審査を受け取り組むこととする。

この「ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会」は、本学において学術研究に携わる者が行うヒトを直接対象とした研究について、倫理上の妥当性をヘルシンキ宣言（1964年世界医師会採択）等の趣旨に沿って検討し審査することを目的として設置された委員会であり、研究の対象となる個人の人権の擁護や研究の対象となる者に理解を求め同意を得る方法、研究によって生ずる個人への不利益及び危険性に対する配慮等について留意し審査を行う。委員は学長が指名した教員3名、学外の学識経験者1名、委員会が必要と認めた教員及び職員若干名で構成され、審査経過及び判定を記録として保存し、必要と認めたときは公表することができる。

なお審査を申請しようとする者は【資料7】ヒトを対象とする研究に関する倫理審査申請書を委員長に提出し、委員長は審査終了後すみやかにその判定結果を申請結果通知書により通知しなければならないこととしている。

（7）修了要件

本研究科の修了要件は、「共通科目」必修科目4単位及び「特別演習・特別研究科目」必修科目16単位を修得し、且つ「専門科目」より10単位以上を修得し、合計30単位以上を修得し、且つ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査に合格することとしている。なお修士論文審査は、提出された論文の書面審査及び修士論文発表会における口頭発表審査を総合して審査することとする。

（8）社会的・職業的自立に関する指導及び学生支援等

新潟食料農業大学キャリアセンターでは、大学院設置に伴い本研究科のキャリア形成と就職指導を円滑に推進し、進路決定を支援するため以下の活動を計画する。

・進路希望調査

目的

学生の進路希望を知ることにより、適切なキャリア指導に活用する。また、求人開拓のための資料とする。

時期

1回目 大学院1年次6～7月

2回目 大学院1年次11月～1月

・キャリア面談

目的

学生の進路希望を知ることにより、適切なキャリア指導に活用する。また、求人開拓のための資料とする。

時期

全員面談 大学院1年次8月～9月

個別面談 必要に応じ随時

内容

全員面談では、1回目の進路希望調査を受け、面談を行う。個別面談では、必要に応じて個別に面談を行う。

・就職活動支援

目的

就職活動に際し、様々な支援を提供し、内定獲得を円滑に進める。

時期

希望により随時

内容

進路相談、各種就職書類作成支援、筆記試験指導、面接試験指導 他

・研究職支援

目的

研究職を希望する学生に対し、研究指導教員と連携を行いながら希望する職業への就職や他大学の博士課程進学を支援する。

時期

希望により随時

内容

当該分野の教員と連携し研究職への就職に関するアドバイス等を行う。また希望研究分野の求人開拓を行う。

このほか、学部生を対象に開催する就職活動支援セミナーや職種研究セミナー等の各種セミナーや企業説明会等への大学院生の参加も可とし、自身が希望する進路の実現に向け、積極的に情報収集等を行うよう指導する。

また入学後は学部生同様、事務局学務課職員より履修等の相談のほか、学生生活に関する相談・支援や心身の健康維持のため学生相談室（医務職員による健康相談、臨床心理士による心理相談）を中心に、必要に応じ研究指導教員や医療機関等とも連携しながら支援にあたる。

6 基礎となる学部との関係

本研究科は、既存の食料産業学部食料産業学科を基礎とし、当該学部の教育及び研究と接続する大学院修士課程として設置する。なお本学部では、1年次は食・農・ビジネスに係る基礎的な理解を修得した上で2年次よりアグリコース、フードコース、ビジネスコースの3つのコースよりいずれかのコースに所属し、卒業に向けて専門性を高め卒業論文の作成を進めていくが、本研究科では農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」について更に精深な学識を修得し、食と農に係る課題を解決し新しい

時代の産業を創出する高度専門的人材の育成を目的としていることから、食・農・ビジネスをより一体的に捉え横断的に学修するため、その教育及び研究については、学部での取り組みを継承しつつもさらに昇華した教育課程としている。**【資料8】**食料産業学部食料産業学科と食料産業学研究科食料産業学専攻の関係)

なお本研究科の教育及び研究については、食料産業学部食料産業学科に所属する教員のうち教育・研究に係る能力及び実績が秀でる者が中心となりその責務を担い、真に社会から求められる人材を育成し輩出する。

7 入学者選抜の概要

(1) 入学者受入れの方針

本研究科の目的は「農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」に関する精深な学識を身につけ、高度の研究能力と専門性をもって課題を解決し新しい時代の産業を創出することにより、地域及び国際社会の食料産業の発展に寄与できる高度専門的人材を育成する。」である。この目的に適う入学者を募るため、ディプロマ・ポリシーと同様、5つの区分により以下のとおり入学者受入れの方針（以下、アドミッション・ポリシー）を定め、後述の制度に基づき入学者選抜を行う。

【食料産業学研究科食料産業学専攻のアドミッション・ポリシー】

知識・理解	「食料産業」に関する精深な学識を修得するために必要となる、食や農に係る基礎的な知識と理解を有する者。
思考・判断	自身の研究領域のみならず他の領域の知識や情報を積極的に吸収し、食料産業の発展を多面的に思考することができる者。
関心・意欲	食料産業に関わる最新の政策や動向、研究成果等に関心を持ち、積極的に吸収し課題の解決を図る意欲を有する者。
態度	多様な考え方や行動を尊重しながら、食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対して取り組もうとする態度を有する者。
技能・表現	自身の知識や理解を論理的に表現でき、他者と協働して課題の解決に取り組むことができる者。

(2) 出願資格、入学者選抜の方法及び募集定員

本研究科の入学者選抜は、入学定員6人と少数であるため、入試区分は設けないが、出願資格として大学院入学資格又は大学院入学資格を有することとなる見込みの者とし、出願要件として「学内推薦」「社会人」「留学生」「一般」の4区分を設ける。

出願資格として大学院入学資格又は大学院入学資格を有することとなる見込みの者とし、出願要件として「学内推薦」「社会人」「留学生」「一般」の4区分を設ける。

「学内推薦」は本学部を卒業見込みの者で所属コース長が推薦した者、「社会人」は大学院入学資格を有し且つ食や農に係る企業や団体等における実務経験(自営業も含む)を有する者、「留学生」は大学院入学資格を有する日本国籍以外の者で日本語能力試験N2合格またはそれと同等以上の日本語能力を有する者、そして「一般」は大学院入学資格を有し前述の3区分に該当しない者を対象とする。

「学内推薦」「社会人」による合否判定は出願書類評価及び面接試験の結果を、そして「留学生」「一般」による合否判定は出願書類評価及び小論文試験、面接試験の結果を総合して判定する。なお合否の判定は、研究科教授会が委任する代議員会「大学院入試合否判定会議」が行い、審議した合否結果を学長に上申し、学長が入学を決定する。

入学者選抜は第1次募集から第3次募集までの計3回を予定し、第1次募集は9月、第2次募集は12月、第3次募集は2月に実施する。なお本研究科の入学定員は6名と少数であるため、第3次募集の実施については、第1次募集及び第2次募集までで合格者が入学定員に達した場合、第3次募集は行わないこととする。なおその旨は予め学生募集要項に明示し、入学志願者に理解を求めた上で入学者選抜を実施する。

なお留学生の受け入れに際し、出願時には事務局入試広報部において「留学生」の出願要件に定める日本語能力(日本語能力試験N2合格またはそれと同等以上の日本語能力)を有しているか否かを確認する。また、日本語能力は出願書類や面接試験においても、本研究科での教育及び研究に適う日本語能力を有しているか確認する。また学費の支弁能力についても、同じく入試広報部において「経費支弁説明書」を提出させ、直近1年間の経費支弁者からの仕送り等について、その事実を証明する書類(送金証明書等)と共に確認する。また、入学後の経費支弁の計画についても併せて確認する。入学手続時には、本学在学中にかかる学費および生活費について十分に準備されていることを証明する書類(経費支弁者の在職証明書や収入証明書等)の提出を求め、その内容を確認する。そして入学後は「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について(通知)」に基づく適切な在籍管理を行うと共に、個々の状況に応じて必要な支援・指導を行い留学生の修学を支援する。

また本研究科では意欲の高い優秀な人材に対し、入学金の全額及び授業料・施設設備金の半額を免除する「新潟食料農業大学大学院修士課程特待生制度」を設ける。特待生は出願区分によらず、「学内推薦」「社会人」「留学生」「一般」の4区分の受験者から選考し、特待生の選考基準を満たすとされた者について先述の減免を行うこととする。

選考基準は、「本大学院への入学意思が明確で、特待生に採用された場合、入学が確

約できる者」を共通条件とし、極めて高い実績や専門技術を有する者（業務経験や論文実績、学会発表実績など）あるいは大学卒業時のGPAが2.5以上の者とする。ただし、長期履修生は対象外とする。この特待生の対象上限人数は入学定員と同数の6人とし、第1次募集から順次選考を行い、定員に達し次第締め切ることとする。

なお本学部では、地域に開いた大学として地域住民の学びの要望に応えること、地域及び食料・農業分野の関連企業や行政機関等との社会連携を推進し、食と農に関する産業の発展に寄与することを目的とし、「研究生」「科目等履修生」「聴講生」の受け入れを行っている。よって本研究科でもその趣旨に倣い、正課生以外に「研究生」「科目等履修生」「聴講生」を受け入れることとする。それぞれの定員は若干名とし、教育・研究に支障の無い場合に限り、選考のうえ、研究科教授会の議を経て学長が入学を許可することができるものとする。なお本大学院学則第43条に基づき、本研究科の研究生、科目等履修生、聴講生に関する規則は別に定めることとする。

【資料9-1】新潟食料農業大学大学院 研究生規程（案）

【資料9-2】新潟食料農業大学大学院 科目等履修生規程（案）

【資料9-3】新潟食料農業大学大学院 聴講生規程（案）

8 教員組織の編制の考え方及び特色

本研究科の目的や教育課程は先述したとおりであるが、教員組織は、基礎となる食料産業学部食料産業学科の教育及び研究を更に発展させたものであり、また学部から大学院へ進学する学生に対し連続性のあるきめ細かな指導を行うことを想定し、食料産業学部食料産業学科の専任教員を中心として編制する。

入学定員6名に対し専任教員は17名で編制しており、内訳は教授13名、講師4名である。なおこの17名のうち16名が博士号を有する教員であり、それぞれの専門分野について高い教育実績及び研究業績、実務経験を有し、修士課程における十分な教育・研究が実施できる教員配置としている。

また領域ごとの専任教員数は、アグリ領域6名、フード領域6名、ビジネス領域5名とほぼ均等に配置されており、様々な見地から食料産業のネットワーク（フードチェーン）を総合的に深く捉え、食料産業に係る課題を見出し解決できる能力を修得できる環境となっている。また専任教員17名のうち3名が女性教員となっている。

なお専任教員17名の年齢構成は、開設時において70歳代1名、60歳代11名、50歳代2名、40歳代2名、30歳代1名となっている。

本研究科は平成30年に開設した食料産業学部食料産業学科を基礎として、その完成年度後に引き続き開設する修士課程であることから、本学部の開設時から教育及び研究に携わり、その目的の実現に向けて十分な教育・研究実績と豊かな教育経験等を有する教員を配置したため60歳代以上の年齢構成比が高くなっているが、本学部に属する専任教員のうち、完成年度以降に本研究科の専任教員となり得る30歳代から40歳代前半

の若手教員が各領域に1名ずつ計3名在籍しており、いずれも既に博士号を取得していることもあり、今後さらに教育・研究の実績を積み上げるにより本研究科の専任教員となることで本研究科の継続的な教育・研究は維持できると考える。

なお、本学が所属する学校法人新潟総合学園の就業規則において定める定年は満65歳であり、これを超える専任教員は開学時において5名、完成年度末時に9名となるが、以下に記した学校法人新潟総合学園就業規則附則第3項のとおり、大学院新設など特別の事情があるときは、定年の延長を個別に措置することができることとしている。完成年度における専任教員の年齢構成は、比較的高齢に偏ることとなるものの、完成年度以降は先述したとおり本学部に属する若手教員の内部昇格による大学院専任教員への登用や、30歳代の若手教員及び教育・研究の中心となる40～50歳代の教員を公募により広く募集して採用し、各年代の教員配置の平準化をはかり、本研究科の教育・研究が継続的に維持されかつ発展していくことのできる体制を構築することとする。

学校法人新潟総合学園就業規則より抜粋

(定 年)

第20条 教育職員のうち無期雇用契約及び途中で有期雇用契約から無期雇用契約に転換した教授、准教授、講師の定年は満65歳とし、定年年令に達した年の年度末をもって退職とする。但し、職員、学園双方協議のうえ再雇用して3年以内勤務させることができるものとし、当該任期が経過した後の再任は個別に決定する。

附 則

3 第20条に係わらず学部・学科の新増設、大学院の新設など特別の事情があるときは、理事会において定年の延長を個別に措置することができる。

具体的には、先述のとおり完成年度以降に本研究科の専任教員となり得る30歳代から40歳代前半の若手教員が各領域に1名ずつ計3名在籍しており、いずれも既に博士号を取得していることから、今後さらに教育・研究の実績を積み上げるにより本研究科の専任教員となることで本研究科の継続的な教育・研究は維持できると考える。

またこの3名以外にも、まだ教員経験年数は少ないものの、既に博士号を取得しており、今後教育実績・研究実績を積むことで大学院教員となり得る者が3名在籍しており、退職を迎える教員の後任として昇格する可能性が高く、退職による空位を埋めると共に各年代の均衡がとれたバランスのよい配置とすることが可能であると思われる。

また内部昇格に加え、本研究科に該当する専門領域や教育科目を担当できる若手人材を輩出する大学は国立大学農学部をはじめ全国的に存在するため、公募を行うことにより、外部から採用することにより、教員組織の将来構想として、教員の若返りを果たすこともおおいに可能であると考えられる。

なお本学は新潟キャンパス及び胎内キャンパスの2キャンパスを有しており、本研究

科においてもこの2キャンパスを活用して教育研究を推進する。なお「5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」で詳述したとおり、移動に際する時間及び労力の負担や指導に際する不具合が生じることのないよう、大学院生及び教員とも、1日のうちで両キャンパスを往来することのないよう配慮した時間割を編成する。

9 施設・設備等の整備計画

(1) 校地の整備計画

本学は新潟キャンパス（新潟市）と胎内キャンパス（胎内市）の2つのキャンパスを有しており、食料産業学部食料産業学科ではそれぞれのキャンパスの地域特性を活かした実践的な教育及び研究を展開している。

新潟キャンパスはJ R白新線豊栄駅から北北西へ約6 kmに位置し、本学校法人が擁する新潟医療福祉大学に隣接する用地24,180 m²に延床面積2,851 m²の2階建校舎1棟を有している。新潟市は平成26年5月に大規模農業の改革拠点として国家戦略特区に指定されており、特区として認められる規制緩和や税制措置等を活用することで農業の国際競争力強化の拠点形成を目指している。また新潟市は本州日本海側唯一の政令指定都市であり、産業集積度が高く国内外を結ぶ交通網も整備されている。よって食と農に関する一連の経済活動、すなわちフードチェーンに即した教育・研究を展開し、本学の目的及び教育方針を実現するため、新潟キャンパスにはその特性を活かし、講義室棟のほか地域連携や産官学連携をはじめとする社会連携拠点としての機能も有している。

なお胎内キャンパスはJ R羽越本線中条駅から北北西へ約5 kmに位置しており、用地の面積は128,137 m²、校舎延床面積11,248 m²の校舎を有している。胎内キャンパスは西方に日本海が広がり、北方には胎内川が流れる自然豊かで静穏な環境である。周辺には田畑が広がり、農場・農村・農業従事者と近く、農業の営みを至近に見聞できる環境である。また胎内市は、胎内川が育んだ肥沃な大地の恵みを受け、稲作の他、青果、花卉等の栽培が盛んであり、ワイン、ビール、ハム、乳製品、米粉を使用した食品等多くの特産物を有し、食品の生産・製造・開発が盛んである。よって胎内キャンパスでは、食や農に関わる実践的な教育・研究を推進するため、講義室や演習室等とあわせ、実験・実習室や圃場等を有している。

(2) 施設・設備の整備計画

本研究科においては、講義室や演習室、実験室等は既存の校舎を共用し利用する。

新潟キャンパスには講義室4室と演習室8室、そして図書室、学生自習室や休憩等に利用する学生ラウンジを整備している。また胎内キャンパスには講義室7室と演習室17室、11室の実験・実習室、学生食堂や学生ラウンジ、そして敷地内に圃場やガラス温室、ビニールハウス等を整備しており、本研究科の大学院生が追加的に使用するためのスペースは十分に確保できる。教員の研究室は、ビジネス領域教員の研究室は新潟キャン

ンパスに、アグリ領域及びフード領域教員の研究室は胎内キャンパスに配置している。
 なお胎内キャンパスに配置されている実験室及び栽培施設は以下のとおりである。

名称	面積 (㎡)	主な設備機器
栽培科学実験室(1)	99.00	バイオマルチインキュベーター、ミニプラントインキュベーター 等
栽培科学実験室(2)	69.84	中型恒温振とう培養機、PCR装置、遠心機、オートクレーブ 等
植物分子科学実験室(1)	99.00	ミニプラントインキュベーター、PCR装置、遠心機、オートクレーブ 等
植物分子科学実験室(2)	82.33	微生物用ファーメンター、PCR装置、遠心機、オートクレーブ 等
アグリ学生実験室	254.53	ドラフトチャンバー、PCR装置、ロータリーエバポレーター 等
微生物実験室	14.44	クリーンベンチ、安全キャビネット、メディカルフリーザー 等
フード実験室(1)	145.18	大型冷却遠心機、紫外可視分光光度計、マイクロプレートリーダー 等
フード実験室(2)	79.37	遠心機、紫外可視分光光度計、マイクロプレートリーダー 等
フード実験室(3)	82.33	大型冷却遠心機、真空凍結乾燥器、トランスイルミネーター 等
フード微生物実験室	64.97	マイクロスコープ、リアルタイムPCR、クリーンベンチ 等
フード学生実験室	254.53	自動ケルダール装置、自動ソックスレー装置、バキュームシーマー 等
温室棟	323.92	果菜栽培用設備、LED育苗装置、栽培ベンチ、収穫物予冷库 等
ビニールハウス	約 180	約 90 ㎡×2 棟
畑	約 1,650	

またこの他、実験・研究用機器を配備した機器室を2室設けている。アグリ機器室には炭素窒素安定同位体比質量分析計、NCアナライザー、マイクロチップ電気泳動装置、HPLC（有機酸分析システム）、態別窒素分析システム等が、フード機器室にはLC/MS/MS、GC-MS/MS、原子吸光光度計、HPLC（アミノ酸分析システム、合成抗菌剤分析システム）、ビスコグラフ等が配備されている。

本研究科の授業科目には実験・実習科目は配置されていないが、修士論文に係る実験を行うにあたっては必要な施設及び機器等が上記のとおり既に備わっており、本研究科でもこちらを活用して実験・研究活動を行う。

ただし、大学院生の自習室（大学院生室）については新たに整備する。新潟キャンパスについては、16.94 m²の一室に机や椅子、大学院生用ロッカー等を整備し、大学院生室として使用する。また胎内キャンパスにおいては、第1研究棟（B棟）の一角に新たに43.03 m²の大学院生室を整備する。ここは第1研究棟のホールの一角であり教職員の通用口に隣する空間であるため、新たに壁を設け居室を整備し机や椅子、大学院生用ロッカーやプリンタ等を整備して大学院生室として使用しても、教職員及び学生に影響は生じないスペースである。また学部生の往来は殆どないスペースであるため、自習にあたり静穏な環境が保持できる。なお新潟キャンパスの大学院生室には5人分、胎内キャンパスの大学院生室には14人分の座席を整備する予定であり、収容定員に対し十分なスペースが確保できる。また本研究科の設置に伴い、図書についても整備を行う。

（3）図書館の整備状況

本学には新潟キャンパスに図書室、胎内キャンパスに図書館を擁しており、本大学院を設置するにあたり購入を予定している図書を加えた2キャンパス合計の所蔵資料数は図書12,688冊（うち外国書556冊）、学術および教育研究に寄与する雑誌126種類（うち外国書8種）、視聴覚資料99点である。新潟キャンパス図書室にはビジネスを中心とした資料を、胎内キャンパス図書館には食や農を中心とした資料を整備しているが、本大学院の設置に際し、既存の図書に加え、本大学院の教育・研究の目的に沿った図書及びデータベースを新たに配備することとしており、本研究科の教育及び研究が円滑に且つ効果的に遂行されるものと考えている。なお現在取り扱っている学術および教育研究に寄与する雑誌は【資料10】新潟食料農業大学学術および教育研究に寄与する雑誌一覧のとおりであるが、うち6つ「Applied and environmental microbiology」「Weed technology」「Crop Science」「Journal of Food Biochemistry」「Journal of Food Process Engineering」「Journal of Food Science」は電子ジャーナルであり、研究活動の推進におおいに活用できる。

また本学は学図書館内・図書室内にも無線LAN環境を整備しており、図書等とあわせインターネットによる情報収集を可能とする環境を整備している。また、蔵書検索システムを用いて両キャンパスの蔵書を検索し、自キャンパスから貸出請求し自キャンパスにいながらも一方のキャンパスの蔵書を借りることができる。また本学校法人が擁する新潟医療福祉大学及び事業創造大学院大学との相互利用体制も構築しており、本学が所有していない図書についても利用できる等、他大学図書館との連携を図っており、図書館機能の充実により研究活動の推進を支援する。

なお、図書館の開館時間は午前9時から午後9時までとしており、本研究科の授業終了後も図書館において自主学習や調査に十分活用することのできる環境としている。

10 2以上の校地において教育研究を行う場合

本研究科は「9 施設・設備等の整備計画」で述べたとおり、新潟市に設置する新潟キャンパス及び胎内市に設置する胎内キャンパスをあわせ2つの校地を活用して教育研究を行う。2つの校地の活用方法についてもそこで述べたとおりであり、それぞれに必要な施設設備を配置する。

なお【資料2】食料産業学研究科食料産業学専攻 時間割モデル（案）で示したとおり、移動に際する時間及び労力の負担や指導に際する不具合が生じることのないよう、大学院生及び教員とも、1日のうちで両キャンパスを往来することのないよう配慮した時間割を編成する。

教員の研究室は、ビジネス領域教員の研究室は新潟キャンパスに、アグリ領域及びフード領域教員の研究室は胎内キャンパスに配置している。教員は授業以外の用件により1日のうちに両キャンパスの往来が必要となる場合も想定されるが、自家用車により各自で移動する場合は、両キャンパスとも十分な台数の駐車場が整備されている。また自家用車を有さない教員は、本学が運行するスクールバスにより往来が可能である。

なお各種委員会等をはじめとする会議においては、コロナ禍を機にテレビ会議システムを利用したメディア会議の活用が全学的に推進されているため、往来が必要となる機会は少ないものと考えている。また離れたキャンパスに滞在している大学院生に対し指導を必要とする場合についても、インターネットを利用した遠隔システムにより対話や指導が可能であり、両キャンパスの所在距離による支障は解決がはかれるものと考えている。

11 管理運営

本大学院では、管理運営組織として大学院総務会、研究科教授会及び各種委員会を構成し、学長の指揮のもとに統一的な運営を行う。

研究科教授会は食料産業学研究科の教育や研究に関する意思決定の中心機関として、教育・研究に関する重要事項の審議や各委員会から上程された事項についての審議を行う。また、学長が重要事項について決定を行うにあたり、審議した結果を学長に意見として述べるものとする。なお本大学院の全学的な重要事項については、大学院総務会にて、管理運営と教学の連携を図るとともに教学に関する重要な事項を含め審議する。

（1）大学院総務会

大学院総務会規程第4条に基づき、学長は議長となり大学院総務会を主宰し、同第5条に基づき原則として毎月1回開催する。

大学院総務会は大学院学則第8条第2項に基づき、学長、研究科長、専攻長、領域長、事務局長及び法人を代表する職員をもって組織し、大学院学則第8条の2及び大学院総務会規程第2条に基づき、次の全学的な重要事項について審議する。

- ・教育研究環境の整備に関する事
- ・大学院学則及びその他規程の制定・改廃に関する事
- ・教育職員人事に関する事
- ・学生の定員に関する事
- ・学生の生活、身分に関する事
- ・理事会が諮問する事項に関する事
- ・学長または研究科長が諮問する事項に関する事
- ・教育研究に関する事
- ・その他大学院の運営に関する事

（【資料 11】新潟食料農業大学大学院総務会規程（案））

（2）研究科教授会

研究科教授会規程第 5 条に基づき、研究科長は議長となり教授会を主宰し、同第 5 条第 3 項に基づき原則として毎月 1 回開催する。

研究科教授会は大学院学則第 9 条第 2 項の規定に基づき、研究科長及び大学院担当の専任教員をもって構成する。なお同条同項のただし書きにより、必要あるときは、その他の教職員を加えることができる。研究科教授会は大学院学則第 10 条及び研究科教授会規程第 4 条に基づき、次の事項について学長が決定を行うにあたり、審議した結果を学長に意見として述べるものとする。

- ・学生の入学、修了に関する事
- ・学位の授与に関する事
- ・学位論文の審査に関する事項
- ・教育・研究の基本方針に関する事
- ・教育課程及び履修方針に関する事
- ・学生の研究及び指導、賞罰及び除籍に関する事
- ・授業科目の編成、担当及び試験に関する事

（【資料 12】新潟食料農業大学大学院研究科教授会規程（案））

（3）委員会

研究科教授会規程第 10 条に基づき、研究科教授会の下に委員会を組織する。

本大学院開設時に組織する委員会は次のア～エのとおりとし、各委員会規程に規定する所掌事項に基づき、必要な事項を調査、審議または処理する。なお、委員会の審議が終了したときは、研究科教授会へその結果を報告することとする。

- ア．大学院教務委員会
- イ．大学院学生委員会
- ウ．大学院入試・広報委員会
- エ．大学院 F D 委員会

各委員会の所掌事項等、その他委員会に関する必要事項は各委員会規程に定める。

【資料 13-1～4】委員会規程（案）

また、大学院開設後は必要に応じて各種委員会を組織し、本学及び本大学院の円滑な管理運営を図る。

12 自己点検・評価

（1）基本方針

本学は学校教育法第 109 条及び学則第 4 条に基づき、教育研究の向上を図り学則第 1 条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、認証評価機関による評価を受け、その結果を公表する。

（2）実施体制

本学は総務会の下に自己点検・評価委員会を設置している。同委員会は、学則第 4 条第 1 項及び第 2 項に定める自己点検及び評価並びに本学の職員以外の者による検証を円滑に実施することを目的としている。同委員会の所掌事項は

- ・自己点検・評価の方針の策定に関する事項
- ・自己点検・評価の企画立案、評価項目の設定、実施及びその結果の公表に関する事項
- ・学外者評価及び学外機関評価への対応及びその結果の公表に関する事項
- ・自己点検・評価、学外者評価及び学外機関評価の結果に基づく学長への改善方策及び改善計画の提言に関する事項
- ・その他自己点検・評価に関する事項

としており、必要な事項を調査、審議または処理することとしている。

（3）点検・評価項目

自己点検・評価の項目は

- ・理念・目的に関する事項
- ・教育研究組織に関する事項
- ・教員・教員組織に関する事項
- ・教育の内容・方法・成果に関する事項
- ・学生の受入に関する事項
- ・学生支援に関する事項
- ・教育研究環境に関する事項
- ・社会連携・社会貢献に関する事項
- ・管理運営・財務に関する事項

としている。また、委員会では必要に応じ評価項目の設定について審議し、随時見直しを行うこととしている。

(4) 結果の公表と活用

委員会は自己点検・評価の結果を報告書に取りまとめ、本学ホームページにより広く公表するものとする。また、改善を要すると判断される事項については、委員会が改善方策及び改善計画をまとめ学長へ提言し、学長を中心として全学が連携し改善に向けて取り組むこととする。

本大学院においても、先述した全学的な自己点検・評価の制度及び体制に則り、本大学院及び本研究科の目的に照らし、課題共有の機会として自主的・継続的な自己点検・評価に取り組む計画としている。

13 情報の公表

本学は学則第5条に基づき、教育研究活動等の状況について本学ホームページや刊行物への掲載等、積極的に外部に対して情報を公表している。情報の公表については、入試・広報委員会が定める広報の基本方針や基本計画、ホームページの管理及び運用方法等に基づき、各種媒体を活用し広く周知できる方法により実施している。公表する主な項目は、以下のとおりとする。

- ・大学の教育研究上の目的に関すること
(建学の精神や大学及び学部学科の目的、教育方針等)
- ・教育研究上の基本組織に関すること
(学部学科名称や定員数等)
- ・教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- ・入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- ・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
(教育課程の体系や科目一覧等)
- ・学修の成果に係る評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準に関すること
(卒業要件や取得可能な学位等)
- ・校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
(校地・校舎・設備の概況や学習環境、交通手段等)
- ・授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ・大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
(奨学金制度や就職指導体制等)
- ・その他(社会連携に関すること、自己点検・評価の結果に関すること等)

本大学院においても大学院学則第3条に

(情報の提供)

第3条 本大学院は、本大学院の教育研究活動等の状況について、刊行物等への掲載その他広く周知できる方法により、積極的に外部に対して情報を提供する。と定めており、大学院開設後はこれに則り、大学院に係る情報の積極的な発信に努めることとする。

なお、学校教育法施行規則第172条の2第3項に規定されている学位論文に係る評価に当たっての基準についても、「5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件（5）審査体制及び審査基準、学位論文公表の方法」の記載内容に基づき、適切に公表する。

14 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本学は学則第24条に基づき新潟食料農業大学FD・SD委員会を設置している。

同委員会は、教育研究活動の内容及び方法の改善・向上及び教育研究活動の適切かつ効果的な運営を図り教育・研究の発展に寄与するため、必要な事項を調査、審議または処理することを目的とし、

- ・教育研究活動の改善に関する立案・実施に関する事項
- ・初任者及び現任者の研修計画の立案・実施に関する事項
- ・学生による授業評価の計画・実施及び分析に関する事項
- ・教育研究活動の改善に関する情報の収集と提供に関する事項
- ・教育研究活動の運営に必要な知識及び技能の習得に関する立案・実施に関する事項
- ・教育研究活動の運営に必要な知識及び技能の習得に関する情報の収集と提供に関する事項
- ・その他教育研究活動の改善及び教育研究活動の適切且つ効果的な運営に関する事項

を所掌事項とし必要な事項を調査、審議または処理している。

なお改善を図るための研修及び研究は学長が主管し、委員会との連携のもと、適切に実施している。具体的な取り組みとしては、学生による授業評価アンケートの実施や教員相互の授業評価・授業見学の実施、新任教員研修の実施、外部講師を招聘した講習会の開催等を行っている。

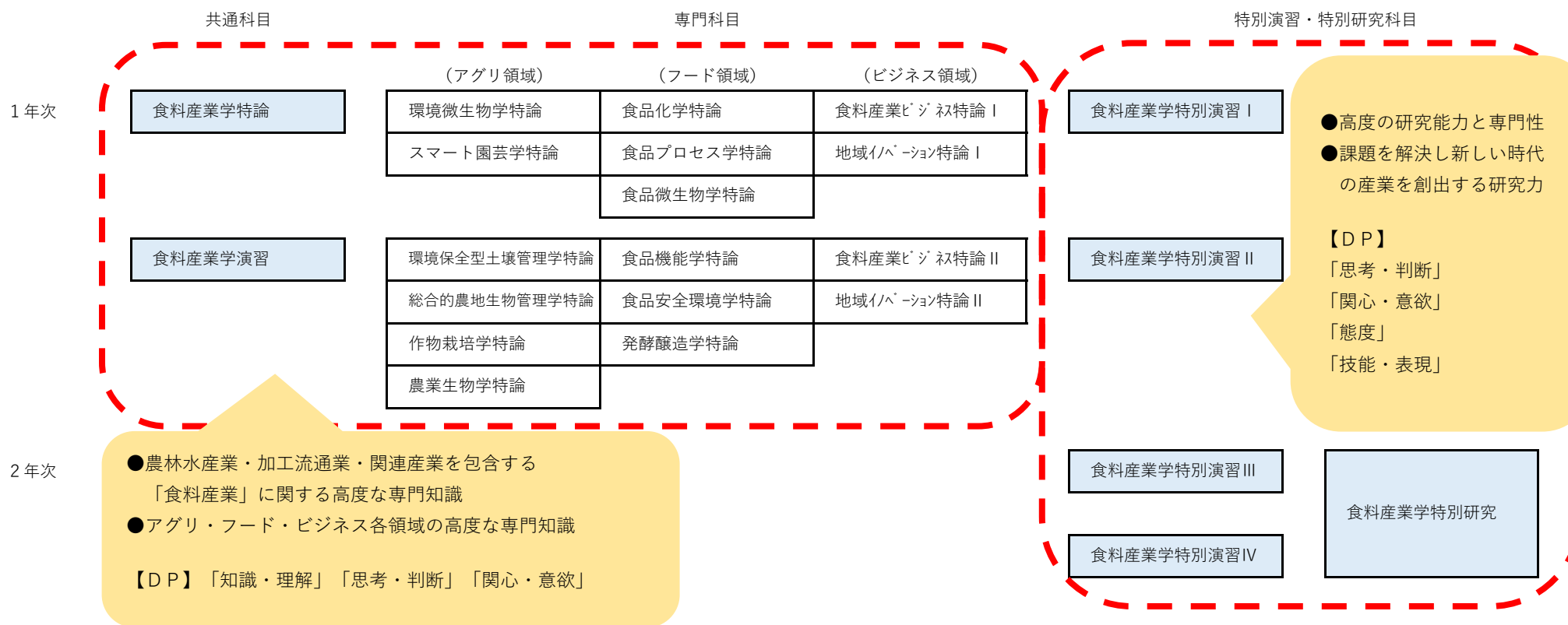
本大学院においても、既設の新潟食料農業大学FD・SD委員会とは別に新たに「新潟食料農業大学大学院FD委員会」を設置し、本大学院の教育研究活動の内容及び方法の改善・向上及び教育研究活動の適切かつ効果的な運営を図り教育・研究の発展に寄与するため、必要な事項を調査、審議または処理することを目的とし、本大学院独自の取り組みも交えながら、大学院教育の水準向上を追求し活動をしていく計画としている。

設置の趣旨等を記載した書類 資料目次

- 【資料 1】 食料産業学研究科食料産業学専攻 カリキュラム概念図
- 【資料 2】 食料産業学研究科食料産業学専攻 時間割モデル (案)
- 【資料 3】 食料産業学研究科食料産業学専攻 履修及び研究指導のスケジュール
- 【資料 4】 食料産業学研究科食料産業学専攻 履修モデル
- 【資料 5】 食料産業学研究科食料産業学専攻 研究指導教員希望申請書
- 【資料 6】 ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会規程
- 【資料 7】 ヒトを対象とする研究に関する倫理審査申請書
- 【資料 8】 食料産業学部食料産業学科と食料産業学研究科食料産業学専攻の関係
- 【資料 9】 新潟食料農業大学大学院 研究生規程 (案)、科目等履修生規程 (案)、
聴講生規程 (案)
- 【資料 10】 新潟食料農業大学学術および教育研究に寄与する雑誌一覧
- 【資料 11】 新潟食料農業大学大学院 大学院総務会規程 (案)
- 【資料 12】 新潟食料農業大学大学院 研究科教授会規程 (案)
- 【資料 13】 新潟食料農業大学大学院 各委員会規程 (案)
①大学院教務委員会 ②大学院学生委員会 ③大学院入試・広報委員会
④大学院 F D 委員会

【資料1】 食料産業学研究科食料産業学専攻 カリキュラム概念図

目的	農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」に関する精深な学識を身につけ、高度の研究能力と専門性をもって課題を解決し新しい時代の産業を創出することにより、地域及び国際社会の食料産業の発展に寄与できる高度専門の人材を育成する。	
ディプロマ・ポリシー	知識・理解	農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」に関する高度な専門知識を有し、課題を的確に捉え解決に導くことができる。
	思考・判断	修得した高度な研究能力と専門性に基づき、新しい時代の産業を創出し、地域及び国際社会の食料産業の発展に寄与できる。
	関心・意欲	食料産業に関わる最新の政策や動向、研究成果等を注視し積極的に吸収し、それを基に専門的見地から課題の解決を図ることができる。
	態度	食料産業に関わる様々な課題の解決や学問研究に対し、旺盛な探究心と実践力を持って取り組むことができる。
	技能・表現	サイエンス・テクノロジー・ビジネスの能力を深め、自らの学修・研究の成果を整理・記述・公開するための専門的なスキルを修得している。



修士論文の完成 ▶ 論文審査 ▶ 修士（食料産業学）学位取得

【資料2】 食料産業学研究科食料産業学専攻 時間割モデル（案）

前期		月		火		水		木		金	
時限	学年	科目	キャンパス	科目	キャンパス	科目	キャンパス	科目	キャンパス	科目	キャンパス
1限	1年										
	2年										
2限	1年	スマート園芸学特論	胎内					食料産業学特別演習Ⅰ	新潟・胎内	食料産業ビジネス特論Ⅰ	新潟
	2年			食料産業学特別研究	新潟・胎内						
3限	1年	食料産業学特論	胎内	食品プロセス学特論	胎内			食品化学特論	胎内	地域イノベーション特論Ⅰ	新潟
	2年										
4限	1年	環境微生物学特論	胎内	食品微生物学特論	胎内						
	2年							食料産業学特別演習Ⅲ	新潟・胎内		
5限	1年										
	2年										

後期		月		火		水		木		金	
時限	学年	科目	キャンパス	科目	キャンパス	科目	キャンパス	科目	キャンパス	科目	キャンパス
1限	1年										
	2年										
2限	1年	環境保全型土壌管理学特論	胎内					食料産業学特別演習Ⅱ	新潟・胎内	食料産業ビジネス特論Ⅱ	新潟
	2年			食料産業学特別研究	新潟・胎内						
3限	1年	総合的農地生物管理学特論	胎内	食品機能学特論	胎内			農業生物学特論	胎内	地域イノベーション特論Ⅱ	新潟
	2年										
4限	1年	作物栽培学特論	胎内	発酵醸造学特論	胎内					食料産業学演習	新潟
	2年							食料産業学特別演習Ⅳ	新潟・胎内		
5限	1年			食品安全環境学特論	胎内						
	2年										

【資料3】 食料産業学研究科食料産業学専攻 履修及び研究指導のスケジュール

年次	時期	予定	備考	
1 年 次	4月	上旬	入学式	
		上旬	オリエンテーション	シラバスや履修要領に基づき、本研究科の教育課程や修了要件、時間割、2年間のスケジュールなど基本的な事項について説明を行う。
		中旬 ～	研究指導教員の決定	研究指導教員希望申請書に基づき研究科教授会にて審議し、研究指導教員1名を決定する。
	履修登録		研究指導教員より指導・助言を行い、履修科目を決定し履修登録を行う。	
			授業開始	「食料産業学特別演習Ⅰ」にて研究テーマを立案し研究計画の策定に着手する。
	9月	下旬	後期科目履修登録・変更	研究指導教員より指導・助言を行い、履修科目を決定し履修登録を行う。
1月	下旬	修士論文中間取りまとめ	「食料産業学特別演習Ⅱ」にて研究活動の進捗状況を中間の取りまとめとして発表し、討議を行う。	
2 年 次	4月	上旬	オリエンテーション	修了に向けてのスケジュールや留意事項等について説明を行う。
		中旬	履修登録	研究指導教員より指導・助言を行い、履修科目を決定し履修登録を行う。
	9月	下旬	後期科目履修登録・変更	研究指導教員より指導・助言を行い、履修科目を決定し履修登録を行う。
	12月	上旬	修士論文審査願提出	
	1月	上旬	修士論文審査員決定	研究科教授会にて、主査と副査の選定について審議し決定する。
		下旬	修士論文提出	
	2月	上旬～ 中旬	修士論文審査・発表会	提出された論文の書面審査及び修士論文発表会における口頭発表審査を総合して審査する。
		下旬	修了判定会議	
3月	上旬～ 中旬	修了式・学位授与式		

【資料4】 食料産業学研究科食料産業学専攻 履修モデル

1 アグリ領域の専門科目を中心としたモデル

① 【環境保全型農業モデル】… 環境負荷を軽減した持続性の高い農業技術を総合的に学ぶ。

		1年次				2年次					
		前期		後期		前期		後期			
共通科目		食料産業学特論	2	食料産業学演習	2						
専門科目	アグリ領域	環境微生物学特論	2	環境保全型土壌管理学特論	2						
		スマート園芸学特論	2	総合的農地生物管理学特論	2						
				作物栽培学特論	2						
特別演習・特別研究科目		食料産業学特別演習Ⅰ	2	食料産業学特別演習Ⅱ	2	食料産業学特別演習Ⅲ	2	食料産業学特別演習Ⅳ	2	食料産業学特別研究	8

修得単位数 **30** 単位

② 【生態系保全付加価値農業モデル】… 生産における生物機能の活用とビジネスにおける生物保全価値の活用について学ぶ。

		1年次				2年次					
		前期		後期		前期		後期			
共通科目		食料産業学特論	2	食料産業学演習	2						
専門科目	アグリ領域	環境微生物学特論	2	環境保全型土壌管理学特論	2						
				総合的農地生物管理学特論	2						
				農業生物学特論	2						
	ビジネス領域	食料産業ビジネス特論Ⅰ	2								
特別演習・特別研究科目		食料産業学特別演習Ⅰ	2	食料産業学特別演習Ⅱ	2	食料産業学特別演習Ⅲ	2	食料産業学特別演習Ⅳ	2	食料産業学特別研究	8

修得単位数 **30** 単位

③ 【総合農業モデル】… 作物生産技術を学び、農・食を結ぶ6次産業化に発展させる。

		1年次				2年次					
		前期		後期		前期		後期			
共通科目		食料産業学特論	2	食料産業学演習	2						
専門科目	アグリ領域	スマート園芸学特論	2	環境保全型土壌管理学特論	2						
				作物栽培学特論	2						
	フード領域	食品プロセス学特論	2								
	ビジネス領域	食料産業ビジネス特論Ⅰ	2								
特別演習・特別研究科目		食料産業学特別演習Ⅰ	2	食料産業学特別演習Ⅱ	2	食料産業学特別演習Ⅲ	2	食料産業学特別演習Ⅳ	2	食料産業学特別研究	8

修得単位数 **30** 単位

2 フード領域の専門科目を中心としたモデル

① フードチェーンにおける物質循環が生活環境に及ぼす影響について深い洞察力和知見を得ることを目的とするモデル

		1年次				2年次					
		前期		後期		前期		後期			
共通科目		食料産業学特論	2	食料産業学演習	2						
専門科目	アグリ領域			農業生物学特論	2						
	フード領域	食品化学特論	2	食品安全環境学特論	2						
		食品プロセス学特論	2								
	ビジネス領域	食料産業ビジネス特論Ⅰ	2								
特別演習・特別研究科目		食料産業学特別演習Ⅰ	2	食料産業学特別演習Ⅱ	2	食料産業学特別演習Ⅲ	2	食料産業学特別演習Ⅳ	2	食料産業学特別研究	8
修得単位数 30 単位											

② 発酵・醸造を中心とした地域産業への貢献のための深い洞察力和知見を得ることを目的とするモデル

		1年次				2年次					
		前期		後期		前期		後期			
共通科目		食料産業学特論	2	食料産業学演習	2						
専門科目	アグリ領域			農業生物学特論	2						
	フード領域			食品機能学特論	2						
		食品微生物学特論	2	発酵醸造学特論	2						
	ビジネス領域	地域イノベーション特論Ⅰ	2								
特別演習・特別研究科目		食料産業学特別演習Ⅰ	2	食料産業学特別演習Ⅱ	2	食料産業学特別演習Ⅲ	2	食料産業学特別演習Ⅳ	2	食料産業学特別研究	8
修得単位数 30 単位											

③ 食品成分の持つ機能性に着目した食のイノベーション創出について深い洞察力和知見を得ることを目的とするモデル

		1年次				2年次					
		前期		後期		前期		後期			
共通科目		食料産業学特論	2	食料産業学演習	2						
専門科目	フード領域	食品化学特論	2	食品機能学特論	2						
				食品安全環境学特論	2						
		食品微生物学特論	2	発酵醸造学特論	2						
特別演習・特別研究科目		食料産業学特別演習Ⅰ	2	食料産業学特別演習Ⅱ	2	食料産業学特別演習Ⅲ	2	食料産業学特別演習Ⅳ	2	食料産業学特別研究	8
修得単位数 30 単位											

3 ビジネス領域の専門科目を中心としたモデル

(1) 【事業プロジェクト推進者モデル】

食料産業の多様なビジネスにおいて、新たな事業戦略・商品企画などに携わり、あるいは既存の事業の発展に関わり、新たな価値創造を行っていくことができる事業プロジェクト推進者を創出する。

① 「一次産業の付加価値化」に関わるビジネスを目指す

… アグリ分野における「先端的技術」の概要を学ぶことにより、一次産業を基盤とした新しいビジネスの創出を期待する。

		1年次		2年次		
		前期	後期	前期	後期	
共通科目		食料産業学特論	2	食料産業学演習	2	
専門科目	アグリ領域	スマート園芸学特論	2			
	ビジネス領域	食料産業ビジネス特論Ⅰ	2	食料産業ビジネス特論Ⅱ	2	
		地域イノベーション特論Ⅰ	2	地域イノベーション特論Ⅱ	2	
特別演習・特別研究科目		食料産業学特別演習Ⅰ	2	食料産業学特別演習Ⅱ	2	
				食料産業学特別演習Ⅲ	2	
				食料産業学特別演習Ⅳ	2	
		食料産業学特別研究				8
修得単位数					30	単位

② 「食品加工における商品開発」に関わるビジネスを目指す

… 食品加工プロセスの基礎概念や構成する単位操作の意味、解析方法に関する基礎知識を身に付け、食品加工現場も想定できることを期待する。

		1年次		2年次		
		前期	後期	前期	後期	
共通科目		食料産業学特論	2	食料産業学演習	2	
専門科目	フード領域	食品プロセス学特論	2			
	ビジネス領域	食料産業ビジネス特論Ⅰ	2	食料産業ビジネス特論Ⅱ	2	
		地域イノベーション特論Ⅰ	2	地域イノベーション特論Ⅱ	2	
特別演習・特別研究科目		食料産業学特別演習Ⅰ	2	食料産業学特別演習Ⅱ	2	
				食料産業学特別演習Ⅲ	2	
				食料産業学特別演習Ⅳ	2	
		食料産業学特別研究				8
修得単位数					30	単位

③ 「食品加工業・商品開発」に関わるビジネスを目指す

… 新しい食ライフスタイルにつながる「食品機能」の知識を得ることにより、具体的なビジネスの創出を行うことを期待する。

		1年次		2年次		
		前期	後期	前期	後期	
共通科目		食料産業学特論	2	食料産業学演習	2	
専門科目	フード領域	食品プロセス学特論	2	食品機能学特論	2	
	ビジネス領域	食料産業ビジネス特論Ⅰ	2	食料産業ビジネス特論Ⅱ	2	
		地域イノベーション特論Ⅰ	2			
特別演習・特別研究科目		食料産業学特別演習Ⅰ	2	食料産業学特別演習Ⅱ	2	
				食料産業学特別演習Ⅲ	2	
				食料産業学特別演習Ⅳ	2	
		食料産業学特別研究				8
修得単位数					30	単位

(2) 【地域活性推進者モデル】

地方創生の推進を視野に入れ、食料産業に関わる多様な地域資源を活かして地場産品の6次産業化や交流拡大等を図って活性化してことに加えて、自然環境、歴史、文化、暮らしを継承していく社会に転換していく事業や政策を探求する。

① 「地方創生」による地域活性を目指す

…一次産業における主要作物の特徴、栽培の体制、産地の地域性を理解し、それらの特性を最大限に活かした地方創生の事業を開発していくことを期待する。

		1年次				2年次					
		前期		後期		前期		後期			
共通科目		食料産業学特論	2	食料産業学演習	2						
専 門 科 目	アグリ領域			作物栽培学特論	2						
	ビジネス領域	食料産業ビジネス特論Ⅰ	2	食料産業ビジネス特論Ⅱ	2						
		地域イノベーション特論Ⅰ	2	地域イノベーション特論Ⅱ	2						
特別演習・特別研究科目		食料産業学特別演習Ⅰ	2	食料産業学特別演習Ⅱ	2	食料産業学特別演習Ⅲ	2	食料産業学特別演習Ⅳ	2	食料産業学特別研究	8

修得単位数 **30** 単位

② 「地方での起業」による地域活性を目指す

…新しい食ライフスタイルにつながる「食品機能」の知識を得て、他分野のビジネスとの融合により、新たなビジネスを生み出す起業家が育成されることを期待する。

		1年次				2年次					
		前期		後期		前期		後期			
共通科目		食料産業学特論	2	食料産業学演習	2						
専 門 科 目	フード領域			食品機能学特論	2						
	ビジネス領域	食料産業ビジネス特論Ⅰ	2	食料産業ビジネス特論Ⅱ	2						
		地域イノベーション特論Ⅰ	2	地域イノベーション特論Ⅱ	2						
特別演習・特別研究科目		食料産業学特別演習Ⅰ	2	食料産業学特別演習Ⅱ	2	食料産業学特別演習Ⅲ	2	食料産業学特別演習Ⅳ	2	食料産業学特別研究	8

修得単位数 **30** 単位

③ 「地域産品の6次産業化」による地域活性を目指す

…アグリ分野における「先端技術」の概要を学び、食品加工プロセスの基礎概念や解析方法の基礎知識を身に付け、多様なセクターとの連携により地場産品の6次産業化の方策を創造していくことを期待する。

		1年次				2年次					
		前期		後期		前期		後期			
共通科目		食料産業学特論	2	食料産業学演習	2						
専 門 科 目	アグリ領域	スマート園芸学特論	2								
	フード領域	食品プロセス学特論	2								
	ビジネス領域			食料産業ビジネス特論Ⅱ	2						
		地域イノベーション特論Ⅰ	2	地域イノベーション特論Ⅱ	2						
特別演習・特別研究科目		食料産業学特別演習Ⅰ	2	食料産業学特別演習Ⅱ	2	食料産業学特別演習Ⅲ	2	食料産業学特別演習Ⅳ	2	食料産業学特別研究	8

修得単位数 **30** 単位

研究指導教員希望申請書

令和 年 月 日

新潟食料農業大学大学院
食料産業学研究科長 様

学籍番号

氏名

下記のとおり、研究テーマ・指導教員を希望します。

記

研究テーマ	
研究目的	
研究指導教員	

以上

研究科長	専攻長	領域長	学務部長	学務課長
特記事項				

ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、新潟食料農業大学（以下「本学」という。）において学術研究に携わる者が行うヒトを直接対象とした研究について、倫理上の妥当性をヘルシンキ宣言（1964年世界医師会採択）等の趣旨に沿って検討し、審査することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審 査)

第3条 委員会は、本学において学術研究に携わる者（専任教職員、非常勤講師、ならびに研究員等）から、ヒトを対象とした研究の実施計画の申請があった場合、当該実施計画の倫理上の審査を行うものとする。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項に留意して、審査を行うものとする。

- (1) 研究の対象となる個人の人権の擁護
- (2) 研究の対象となる者に理解を求め同意を得る方法
- (3) 研究によって生ずる個人への不利益及び危険性に対する配慮

3 本条第1項の規定におけるヒトを対象とした研究とは以下に示す範疇の研究とする。

- (1) ヒトまたはヒト由来試料を対象とし、個人の行動、環境、心身等に関する情報およびデータ等を収集または採取して行う研究
- (2) ヒトES細胞を使用する研究
- (3) 遺伝子治療臨床研究
- (4) ヒトゲノム遺伝子解析研究

(委員会の組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名した教員 3名
- (2) 学外の学識経験者 1名
- (3) 委員会が必要と認めた教員及び職員 若干名

2 前項に規定する委員のほか、委員会が必要と認める場合は第7条で定める専門委員を加えることができる。

3 本条第1項各号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は学長が指名した教員をもって充てる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議 事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、書面または電磁的記録による会議の開催および議決は可能とする。

2 審査の判定は、出席委員の合意によるものとし、判定は次の各号に掲げる表示による。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

3 委員会が必要と認めるときは、申請者を委員会に出席させ、研究等の実施計画について説明させるとともに、意見を述べさせることができる。

4 委員会は、審査経過及び判定を記録として保存し、必要と認めるときは公表することができる。

(専門委員)

第7条 委員会は、専門の事項を調査検討するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は当該専門の事項に係る学内学外の有識者のうちから学長が委嘱する。

3 委員会が必要と認めるときは、専門委員を委員会に出席させ、審査の判定に加わることができる。

(申請手続及び判定通知)

第8条 審査を申請しようとする者は、ヒトを対象とする研究に関する倫理審査申請書(別紙様式第1)を委員長に提出しなければならない。

2 委員長は審査終了後速やかに、その判定結果を申請結果通知書(別紙様式2)により通知しなければならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、総務会の議を経て学長が行う。

(附則)

1 この規程は、平成30年5月2日から施行する。

2 開学から当面の間は、この規程に定めるヒトを対象とする研究に関する倫理委員会の役割については総務会が担うこととする。

(附則)

平成31年4月1日よりこの規程に定めることはヒトを対象とする研究に関する倫理委員会にて扱うこととする。

【資料7】 ヒトを対象とする研究に関する倫理審査申請書

別紙様式第1

ヒトを対象とする研究に関する倫理審査申請書

年 月 日

新潟食料農業大学

ヒトを対象とする研究に関する倫理委員長 殿

申請者名

所 属

職 名

※研究内容

1. ヒトまたはヒト由来試料を対象とし、個人の行動、環境、心身等に関する情報およびデータ等を収集または採取して行う研究
2. ヒトES細胞を使用する研究
3. 遺伝子治療臨床研究
4. ヒトゲノム遺伝子解析研究

※受付番号

1 審査対象	実施計画
2 課題名	
3 代表研究者名	
所 属	職 名 氏名
4 分担研究者名	
所 属	職 名 氏名
5 研究内容	
1) 背景	
2) 意義	
3) 方法	

4) 目的
5) 研究期間
6) 研究の実施場所 (他施設で実施する場合はその承諾書, または内諾を得ている旨の記載)
6 研究における倫理的配慮について
1) 研究の対象者とその選定方針 対象: 選定方針:
2) 研究の対象となる者に研究内容の理解を求め, 参加への同意を得る方法
3) 研究参加により期待される利益
4) 研究参加により起こり得る危険, 必然的に伴う不快な状態, 拘束時間
5) 4) の状態から被験者が回避する方法とこれに対する報酬や補償
6) プライバシーの保護とデータの管理方法
7) 研究実施中及び終了後の対応
8) 開示すべき利益相反 有 (別添の通り) / 無

※倫理審査申請書は必ず2枚以内で収めて下さい (書式は崩さないこと)

【資料8】 食料産業学部食料産業学科と食料産業学研究科食料産業学専攻の関係

食料産業学部 食料産業学科

アグリコース	フードコース	ビジネスコース
栽培科学領域 作物の生理・生態や生産技術について学ぶ 肥料学、農薬学概論、野菜園芸学、果樹・鑑賞園芸学、有機栽培論、栽培科学実験・実習、土壌学、昆虫学、農業気象学	食品科学領域 栄養・機能・発酵・分析など食品成分の生体機能について学ぶ 食品栄養学、食品化学、食品微生物学、食品分析学、食品科学実験・実習、食嗜好科学、微生物利用学、健康栄養学	食産業学領域 食料産業にかかわるビジネスや政策について学ぶ 食料経済学、現代経済論、農業ビジネス論、地域政策論、地域計画論、食品企業論
植物分子科学領域 環境や病原菌などに対する作物の反応について学ぶ 植物遺伝学、植物病理学、植物生理学、植物育種学、環境微生物学、植物分子科学実験・実習	食品プロセス学領域 加工・物性・安全・環境など食品成分の特性を活かした利用・製造・加工技術を学ぶ 食品安全学、食品製造学、食品物性学、保蔵学、食品安全管理システム論、農産物利用学、畜・水産物利用学、食品プロセス学実験・実習、環境技術学	経営学領域 企業の活動にかかわる経営手法や戦略について学ぶ 統計学、簿記・会計学演習、マーケティング論、ミクロ経済学、コーポレート・ファイナンス、市場調査論、eビジネス論、商品企画・開発論

農林水産業・加工流通業・関連産業を包含する「食料産業」を対象とする総合科学であり、生命科学、環境科学、社会科学等を重要な構成要素とする学問である「食料産業学」に関する高度な研究能力と専門性を高めるため、基礎となる学部の各コースの領域を統合し昇華

食料産業学研究科 食料産業学専攻

アグリ領域	フード領域	ビジネス領域
マーケットインの発想も含めて持続性の高い新たな農業生産システムを展開し食料産業の発展に貢献できる高度な能力を修得する。	「食品科学分野」「食品プロセス学分野」について相互的に学び研究することにより、食料産業の発展に貢献できる高度な実践力と応用力を修得する。	食料産業が直面する諸課題を社会科学・ビジネスの側面から多面的に理解し、事業の推進や地域活性の推進に必要な高度な知識と能力を修得する。
環境微生物学特論 スマート園芸学特論 環境保全型土壌管理学特論 総合的農地生物管理学特論 作物栽培学特論 農業生物学特論	食品化学特論 食品プロセス学特論 食品微生物学特論 食品機能学特論 食品安全環境学特論 発酵醸造学特論	食料産業ビジネス特論Ⅰ 食料産業ビジネス特論Ⅱ 地域イノベーション特論Ⅰ 地域イノベーション特論Ⅱ

【資料9-1】新潟食料農業大学大学院 研究生規程（案）

新潟食料農業大学大学院 研究生規程（案）

（趣旨）

第1条 新潟食料農業大学大学院学則第39条に規定する研究生に関し、必要な事項を定める。

（出願資格）

第2条 志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- （1）大学を卒業した者
- （2）大学を卒業したものと同等以上の学力があると認められた者

（出願手続）

第3条 志願する者は、次の各号に掲げる書類に、検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- （1）研究生入学志願書（本学所定の用紙）
- （2）履歴書（本学所定の用紙・写真添付）
- （3）最終出身学校における卒業（見込み）証明書
- （4）その他本学が指定する書類

2 前項第1号の研究生入学志願書には、研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）の選定について、希望を記載する事ができる。

（入学者の選考）

第4条 入学を志願する者については、前条の規定に基づき提出された書類及び面接により選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格した者の認定及び指導教員の決定は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

（入学の許可）

第5条 前条の規定により合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学金及び授業料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（入学の時期）

第6条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(在学期間)

第7条 在学期間は、1年以内とする。ただし、在学期間経過後も引き続き研究を希望する場合は、許可を得てその期間を延長又は更新することができる。

(研究業績の報告)

第8条 在学期間満了の際、その研究業績を、指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

2 前項の場合、本人の請求により研究証明書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第9条 検定料、入学料及び授業料の額は、別表に定める額とする。

2 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。

3 授業料は、所定の期日までに納付しなければならない。ただし、研究期間が6か月又は1か年以外の場合は、年額の1/2分の1に相当する額に月数を乗じた額とする。

(準用規定)

第10条 この規程に定めるもののほか、大学院学則その他大学院生に関する規程を準用する。

(事務)

第11条 事務は、事務局学務部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

検定料	入学料	授業料 (6ヶ月あたり)
10,000円	20,000円 (本学卒業生は免除)	90,000円

【資料9-2】新潟食料農業大学大学院 科目等履修生規程（案）

新潟食料農業大学大学院 科目等履修生規程（案）

（趣旨）

第1条 新潟食料農業大学大学院学則第40条に規定する科目等履修生に関し、必要な事項を定める。

（出願資格）

第2条 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

（出願手続）

第3条 志願する者は、次の各号に掲げる書類に、検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- （1）科目等履修生入学志願書（本学所定の用紙）
- （2）履歴書（本学所定の用紙・写真添付）
- （3）最終出身学校における卒業（見込み）証明書
- （4）その他本学が指定する書類

（入学者の選考）

第4条 志願する者については、前条の規定に基づき提出された書類により選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格した者の認定は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

（入学の許可）

第5条 前条の規定により合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学金及び授業料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（入学の時期）

第6条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

（在学期間）

第7条 在学期間は、入学を許可された当該年度の当該授業科目の開講学期内とする。

（試験及び単位修得証明書）

第8条 履修した授業科目の試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した授業科目については、願出により単位修得証明書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第9条 検定料、入学料及び授業料の額は、別表に定める額とする。

2 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。

(準用規定)

第10条 この規程に定めるもののほか、大学院学則その他大学院生に関する規程を準用する。

(事務)

第11条 事務は、事務局学務部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

検定料	入学料	授業料 （1単位あたり）
10,000円	20,000円	25,000円

【資料9-3】新潟食料農業大学大学院 聴講生規程（案）

新潟食料農業大学大学院 聴講生規程（案）

（趣旨）

第1条 新潟食料農業大学大学院学則第41条に規定する聴講生に関し、必要な事項を定める。

（出願資格）

第2条 志願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

（出願手続）

第3条 志願する者は、次の各号に掲げる書類に、検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- （1）聴講生入学志願書（本学所定の用紙）
- （2）履歴書（本学所定の用紙・写真添付）
- （3）最終出身学校における卒業（見込み）証明書
- （4）その他本学が指定する書類

（入学者の選考）

第4条 志願する者については、前条の規定に基づき提出された書類により選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格した者の認定は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

（入学の許可）

第5条 前条の規定により合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学科及び聴講料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（入学の時期）

第6条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

（在学期間）

第7条 在学期間は、入学を許可された当該年度の当該授業科目の開講学期内とする。

（試験等）

第8条 聴講した授業科目について、願出により試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した授業科目については、願出により合格証明書を交付する。ただし、単位の認定は行わない。

(検定料、入学料及び聴講料)

第9条 検定料、入学料及び聴講料の額は、別表1に定める額とする。ただし、本学卒業生は別表2に定める額とする。

- 2 研究生として本学に在籍する学生は、検定料、入学料及び聴講料を免除する。
- 3 科目等履修生として本学に在籍する学生は、検定料及び入学料を免除する。
- 4 納付した検定料、入学料及び聴講料は、還付しない。

(準用規定)

第10条 この規程に定めるもののほか、大学院学則その他大学院生に関する規程を準用する。

(事務)

第11条 事務は、事務局学務部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第9条関係）

検定料	入学料	聴講料 (1単位あたり)
10,000円	10,000円	25,000円

別表2（第9条関係）

検定料	入学料	聴講料 (1単位あたり)
免除	免除	25,000円

【資料10】 新潟食料農業大学学術および教育研究に寄与する雑誌一覧

No.	タイトル	出版者
1	AFC forum	日本政策金融公庫農林水産事業本部
2	BIO city	ブックエンド
3	Brutus	平凡出版
4	Café sweets	柴田書店
5	Casa brutus	マガジンハウス
6	Diamond chain store	ダイヤモンド・フリードマン社
7	Food biz	エフビー
8	Food science and technology research	Japanese Society for Food Science and Technology
9	Food style 21	食品化学新聞社
10	Foodlife	総合食品研究所
11	Forbes. Japan	アトミックスメディア
12	月刊にいがた	ジョイフルタウン
13	Harvard business review	ダイヤモンド社
14	JATAFFジャーナル	農林水産・食品産業技術振興協会
15	Journal of bioscience and bioengineering	Society for Bioscience and Bioengineering
16	Komachi	ニューズ・ライン
17	Monthlyコロンプス	東方通信社
18	Newsweek(日本語版)	CCCメディアハウス
19	Pen	CCCメディアハウス
20	Tarzan	マガジンハウス
21	Training journal	ブックハウスHD
22	Turns	第一プロGRESS
23	Vesta	味の素食の文化センター
24	Winart	美術出版社
25	イルシー	日本国際生命科学協会
26	栄養と料理	女子栄養大学出版部
27	エコノミスト	毎日新聞社
28	オレンジページ	オレンジページ
29	コンビニ	アール・アイ・シー
30	ソトコト	木楽舎
31	ネットワークビジネス	サクセスマーケティング
32	バイオサイエンスとインダストリー	バイオインダストリー協会
33	ビジネスチャンス	ビジネスチャンス
34	フードシステム研究	フードシステム研究会
35	ブレーン	誠文堂新光社
36	プレジデント	ダイヤモンド・タイム社
37	やさしい畑	家の光協会
38	ワイン王国	ワイン王国
39	遺伝	エヌ・ティー・エス
40	飲食店経営	アール・アイ・シー
41	化学と生物	東京大学出版会

No.	タイトル	出版者
42	科学	岩波書店
43	果実日本	日本果實協会
44	環境ビジネス	日本ビジネス出版
45	季刊地域	農山漁村文化協会
46	激流	国際商業出版
47	月刊HACCP	鶏卵肉情報センター
48	月刊Nosai	全国農業共済協会
49	月刊ネット販売	宏文出版
50	月刊フードケミカル	食品化学新聞社
51	月刊ホテル旅館	柴田書店
52	月刊食堂	柴田書店
53	月刊食糧ジャーナル	食糧問題研究所
54	月刊専門料理	柴田書店
55	月刊廃棄物	日報
56	現代農業	農山漁村文化協会
57	作物生産と土づくり	日本土壌協会
58	雑草研究	日本雑草防除研究会
59	施設と園芸	日本施設園芸協会
60	事業構想	事業構想大学院大学出版部
61	自然と農業	木香書房
62	週刊ダイヤモンド	ダイヤモンド社
63	週刊東洋経済	東洋経済新報社
64	商店建築	商店建築社
65	食と健康	日本食品衛生協会
66	食べもの通信	食べもの通信社
67	食品と科学	食品と科学社
68	食品と開発	食品研究社
69	食品と暮らしの安全	食品と暮らしの安全基金
70	食品と容器	缶詰技術研究会
71	食品衛生学雑誌	日本食品衛生学会
72	食品機械装置	ビジネスセンター社
73	食品工場長	日本食糧新聞社
74	食品衛生研究	日本食品協会
75	水土の知	農業農村工学会
76	生物工学会誌	日本生物工学会
77	宣伝会議	宣伝会議
78	畜産の研究	養賢堂
79	調理食品と技術	日本調理食品研究会
80	日経woman	日経BP社
81	日経Xtrend	日経BP社
82	日経コンピュータ	日経BP社
83	日経バイオテク	日経BP社
84	日経ビジネス	日経BP社

No.	タイトル	出版者
85	日本栄養・食糧学会誌	日本栄養・食糧学会
86	日本応用動物昆虫学会誌	日本応用動物昆虫学会
87	日本醸造協会誌	日本醸造協会
88	日本食品化学学会誌	日本食品化学学会
89	日本食品工学会誌	日本食品工学会
90	日本食品微生物学会雑誌	日本食品微生物学会
91	日本水産學會誌	日本水産學會
92	日本調理科学会誌	日本調理科学会
93	日本農業の動き	農政ジャーナリストの会
94	日本防菌防黴学会誌	日本防菌防黴学会
95	農業	大日本農會
96	農業および園芸	養賢堂
97	農業と経済	農業と経済社
98	農業ビジネスveggie	イカロス出版
99	農業経営者	農業技術通信社
100	農業食料工学会誌	農業食料工学会
101	農業電化	農業電化協会
102	農耕と園芸	誠文堂新光社
103	農作業研究	日本農作業研究会
104	農政調査時報	全国農業会議所
105	農村計画学会誌	農村計画学会
106	販促会議	宣伝会議
107	米麦改良	全国米麦改良協会
108	包装技術	日本包装技術協会
109	明日の食品産業	食品産業センター
110	野菜だより	ブティック社
111	料理王国	アビーハウス
112	料理通信	料理通信社
113	販売革新	商業界
114	食品商業	商業界
115	商業界	商業界
116	アントレ	リクルート
117	農業法研究	有斐閣
118	土地と農業	全国農地保有合理化協会
119	Applied and environmental microbiology	American Society for Microbiology
120	Weed technology	Cambridge University Press
121	Crop Science	Wiley
122	Journal of Food Biochemistry	Wiley
123	Journal of Food Process Engineering	Wiley
124	Journal of Food Science	Wiley
125	Journal of dairy science	American Dairy Science Association
126	Plant and cell physiology	Japanese Society of Plant Physiologists

【資料 11】新潟食料農業大学大学院 大学院総務会規程（案）

新潟食料農業大学大学院 大学院総務会規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、新潟食料農業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第8条及び第8条の2の規定に基づき、新潟食料農業大学大学院（以下「本大学院」という。）が設置する大学院総務会について必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 大学院総務会は、大学院学則第8条の2に掲げる、次の本大学院全般に係わる重要事項について審議する。

- （1）教育研究環境の整備に関すること
 - （2）大学院学則及びその他規程の制定・改廃に関すること
 - （3）教育職員人事に関すること
 - （4）学生の定員に関すること
 - （5）学生の生活、身分に関すること
 - （6）理事会が諮問する事項に関すること
 - （7）学長または研究科長が諮問する事項に関すること
 - （8）教育研究に関すること
 - （9）その他大学院の運営に関すること
- 2 その他必要な事項は、別に定める。

（委員会設置）

第3条 大学院総務会は、必要に応じて個別の議案を審議させるための専門委員会（以下「委員会」という）を置くことができる。

- 2 委員会における審議結果は大学院総務会に報告し、学長の承認を経なければならない。
- 3 委員会に関する規程は、別に定める。

（議長）

第4条 大学院総務会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、大学院総務会を主宰する。

（開催）

第5条 大学院総務会は、原則として、毎月1回開催する。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は必要に応じて臨時に大学院総務会を開催することができる。

(議案の提出)

第6条 議案は、議長が提出する。

2 前項の規定にかかわらず、当該大学院総務会構成員は、その3分の1以上の連署をもって議案を提出することができる。

(議事)

第7条 大学院総務会は、公務により出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、議題ごとに当該議決権を有する者の3分の2以上の出席がなければ議事を行うことができない。

2 大学院総務会の議事は、他に特別の定めのある場合を除き、議決権を有する出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 大学院総務会は、必要に応じて構成員以外の者を大学院総務会に出席させ、意見を聴くことができる。

(審議事項の報告)

第9条 第2条の規定に基づき審議された事項のうち、大学院の円滑な運営を図るために研究科教授会への報告が必要とされる事項については、議長を通じて研究科教授会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 大学院総務会の庶務は、事務局総務部が処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学院総務会及び総務会の議を経て学長が行う。

(運営の細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、大学院総務会の運営について必要な事項は、大学院総務会の議を経て議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

【資料 12】新潟食料農業大学大学院 研究科教授会規程（案）

新潟食料農業大学大学院 研究科教授会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、新潟食料農業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第9条及び第10条の規定に基づき、新潟食料農業大学大学院（以下「本大学院」という。）に置く研究科教授会の組織、運営等について定める。

（設置）

第2条 大学院学則第9条の規定に基づき、本大学院に研究科教授会を置く。

（構成）

第3条 研究科教授会は、大学院学則第9条第2項の規定に基づき構成する。

（審議事項）

第4条 研究科教授会は、大学院学則第10条に定める次の事項について、学長が決定を行うに当たり、審議した結果を学長に意見として述べるものとする。

- （1）学生の入学、修了に関する事
- （2）学位の授与に関する事
- （3）学位論文の審査に関する事項
- （4）教育・研究の基本方針に関する事
- （5）教育課程及び履修方針に関する事
- （6）学生の研究及び指導、賞罰及び除籍に関する事
- （7）授業科目の編成、担当及び試験に関する事

2 研究科教授会は、大学院学則第10条第1項に基づき、前項各号に掲げるもののほか、学長、研究科長及びその他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる本大学院の教育研究に関する事項について審議する。

3 研究科教授会は、大学院学則第10条第3項に基づき、前2項で審議した事項について、学長等の求めがあった場合、その結果を学長等に意見として述べることができる。

（議長及び会の開催）

第5条 研究科教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 議長は、研究科教授会を主宰する。
- 3 研究科教授会は、原則として、毎月1回開催するものとする。ただし、議長が必要と認めた場合は、臨時に会議を招集することができる。
- 4 研究科教授会構成員の3分の1以上が開催を要求したときは、議長は研究科教授会を招集しなければならない。

(会議の成立要件)

第6条 研究科教授会は、構成員（授業中、止むを得ない理由による学生指導中、海外出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(代議員会)

第7条 研究科教授会は、研究科教授会に属する一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。

2 前項の代議員会の組織運営については、研究科教授会に諮り、大学院総務会の議を経て学長が定める。

(委任)

第8条 研究科教授会は、次に掲げる審議事項について、代議員会に委任することができる。

(1) 学生の入学、修了に関すること

(2) 学位の授与に関すること

(3) 学位論文の審査に関する事項

2 その他代議員会に委任することができる審議事項については、研究科教授会に諮り、大学院総務会の議を経て学長が定めることができる。

3 研究科教授会は、代議員会に対してその審議結果等の報告を求めるものとする。

(議事の議決)

第9条 議事の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 研究科教授会は、代議員会の議決をもって、研究科教授会の議決とすることができる。

(委員会の設置)

第10条 研究科教授会は、専門の事項について審議する必要があるときは、専門的知見を持った教員から構成される委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の組織運営については、研究科教授会の議を経て学長が定める。

(構成員以外の出席)

第11条 議長は、必要があるときは研究科教授会の決定により研究科教授会に加える者以外の者を出席させ、報告又は意見を求めることができる。

(議事の記録)

第12条 研究科教授会の議事の要旨を記録して、次回の定例研究科教授会で確認を得るものとする。

(庶務)

第13条 研究科教授会に関する事務並びに議事要旨の作成及び保管は、議長の指示に基づき、事務局総務部が行う。

(改正)

第14条 この規程の改正は、研究科教授会に諮り、大学院総務会及び総務会の議を経て学長が行う。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究科教授会の運営に関し必要なことは、別に定める。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

【資料 13- 1】新潟食料農業大学大学院 大学院教務委員会規程（案）

新潟食料農業大学大学院 大学院教務委員会規程（案）

（設置）

第1条 新潟食料農業大学大学院に大学院教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、修士課程の教務を円滑に推進し教育の発展に寄与するため、必要な事項を調査、審議又は処理することを目的とする。

（所掌事項）

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）教育課程の編成及び授業の実施に関する事項
- （2）学位論文の提出、受理、審査に関する事項
- （3）試験、単位認定、進級及び修了に関する事項
- （4）研究生、科目等履修生、聴講生等に関する事項
- （5）長期履修制度に関する事項
- （6）その他教務に関する事項

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）教員 3名
- （2）事務局職員 1名
- （3）委員会が必要と認めた教員及び事務職員 若干名

（任期）

第5条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 議事の議決は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の中に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長は、委員のうちから委員長が委嘱する。

3 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の審議が終了したときは、その結果を研究科教授会に報告する。

2 委員長は、大学院学則第10条で定める事項の審議結果の決定にあたっては、研究科教授会の議を経て学長の承認を得なければならない。

3 委員長は、前項の事項のほか、審議結果について研究科教授会に意見を求めることができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務局学務部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

新潟食料農業大学大学院 大学院学生委員会規程（案）

（設置）

第1条 新潟食料農業大学大学院に大学院学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、学生生活について適切な指導・助言及び環境整備を行い、その充実に寄与するため、必要な事項を調査、審議または処理することを目的とする。

（所掌事項）

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）学生の生活指導及び福利厚生に関する事項
- （2）学生の休学、退学、復学等に関する事項
- （3）学生の課外活動に関する事項
- （4）奨学生及び授業料減免に関する事項
- （5）学生の賞罰に関する事項
- （6）保護者との情報交流に関する事項
- （7）その他学生生活に関する事項

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）教員 3名
- （2）事務局職員 1名
- （3）委員会が必要と認めた教員及び事務職員 若干名

（任期）

第5条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 議事の議決は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の中に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長は、委員のうちから委員長が委嘱する。

3 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の審議が終了したときは、その結果を研究科教授会に報告する。

2 委員長は、大学院学則第10条で定める事項の審議結果の決定にあたっては、研究科教授会の議を経て学長の承認を得なければならない。

3 委員長は、前項の事項のほか、審議結果について研究科教授会に意見を求めることができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務局学務部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

新潟食料農業大学大学院 大学院入試・広報委員会規程（案）

（設置）

第1条 新潟食料農業大学大学院に大学院入試・広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、入学選抜試験を効果的かつ円滑に推進し適正な入学者選抜を行うため、および広報に関する全般的な検討、企画および円滑な学生募集を効果的かつ円滑に推進するため、必要な事項を調査、審議または処理することを目的とする。

（所掌事項）

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）入学者選抜の基本方針に関する事項
- （2）入学選抜の制度および実施に関する事項
- （3）入学者の選抜基準に関する事項
- （4）広報および学生募集の基本方針に関する事項
- （5）広報および学生募集の計画および実施に関する事項
- （6）ホームページの管理および運用に関する事項
- （7）その他入学者選抜、広報および学生募集に関する事項

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）教員 3名
- （2）事務局職員 1名
- （3）委員会が必要と認めた教員および事務職員 若干名

（任期）

第5条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長および副委員長）

第6条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 議事の議決は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要があると認めたときは、委員会の中に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長は、委員のうちから委員長が委嘱する。

3 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の審議が終了したときは、その結果を研究科教授会に報告する。

2 委員長は、大学院学則第10条で定める事項の審議結果の決定にあたっては、研究科教授会の議を経て学長の承認を得なければならない。

3 委員長は、前項の事項のほか、審議結果について研究科教授会に意見を求めることができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務局入試広報部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

新潟食料農業大学大学院 大学院FD委員会規程（案）

（設置）

第1条 新潟食料農業大学大学院に大学院FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、教育研究活動の内容及び方法の改善・向上及び教育研究活動の適切かつ効果的な運営を図り教育・研究の発展に寄与するため、必要な事項を調査、審議または処理することを目的とする。

（所掌事項）

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）教育研究活動の改善に関する立案・実施に関する事項
- （2）初任者及び現任者の研修計画の立案・実施に関する事項
- （3）学生による授業評価の計画・実施及び分析に関する事項
- （4）教育研究活動の改善に関する情報の収集と提供に関する事項
- （5）教育研究活動の運営に必要な知識及び技能の習得に関する立案・実施に関する事項
- （6）教育研究活動の運営に必要な知識及び技能の習得に関する情報の収集と提供に関する事項
- （7）その他教育研究活動の改善及び教育研究活動の適切かつ効果的な運営に関する事項

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）教員 3名
- （2）事務局職員 1名
- （3）委員会が必要と認めた教員及び事務職員 若干名

（任期）

第5条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 議事の議決は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の中に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長は、委員のうちから委員長が委嘱する。

3 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の審議が終了したときは、その結果を研究科教授会に報告する。

2 委員長は、大学院学則第10条で定める事項の審議結果の決定にあたっては、研究科教授会の議を経て学長の承認を得なければならない。

3 委員長は、前項の事項のほか、審議結果について研究科教授会に意見を求めることができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務局学務部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院総務会の議を経て学長が行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。